

文 部 科 学 省

令和6年度 いじめ対策・不登校支援等推進事業

いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの
開発に関する調査研究 実施報告書

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2025（令和7）年3月



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

はじめに

本連盟は、文部科学省 いじめ対策・不登校支援等推進事業 いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究 研究テーマ「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査研究」を実施し、このたび同事業の報告書をとりまとめました。

社会構造の変化に伴い、子どもたちやその親(家庭)が置かれる環境もまた大きく変化しています。福祉機関や医療機関のみならず、学校のなかにおいても、潜在的なものも含め、さまざまな生活困難を抱える子どもたちへの適切な支援やその家族への支援は、不可欠なものになっています。そのような昨今の背景から、文部科学省の施策や教師をはじめ学校現場における皆様の理解や支えもあり、社会福祉士・精神保健福祉士をはじめとしたスクールソーシャルワーカーの任用、活用も年々広がりを見せています。

スクールソーシャルワーカーの配置が進む状況がある一方で、学校における教師の負担増加も今日的な課題となっています。子どもたちを取り巻くさまざまな課題を、教師だけではなく、福祉・心理の専門職がともに対応すること、チーム学校の推進はますます必要になっていくことが考えられ、それが教師の負担を軽減し、より質の高い教育、生活支援・心理的支援に繋がるものと考えられます。

本連盟では、社会福祉士・精神保健福祉士に「スクールソーシャルワーク」及び「小中高などの教職課程科目」の内容を上乗せした「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業」を 2008 年度より実施、またその課程でスクールソーシャルワークを教授する教員の講習会などを実施し、質向上とその担保、ソーシャルワークと教育の連携・協働を検討してきました。また、スクールソーシャルワーカーや関心のある教員を対象としたスクールソーシャルワーク基礎研修を実施し、現場における実践力の向上にも資する事業を展開してきました。

このような取り組みを背景として、本事業を受託し、現職の教師、教育相談コーディネーターの皆様に対して、スクールソーシャルワーク、その価値・知識・技術、ソーシャルワーカーの支援の実際、連携・協働やそのための計画・組織づくりに関わる研修プログラム案とそのテキスト案を開発しました。また、プログラム開発・テキスト作成だけではなく、量的調査として、校務分掌上、教育相談を担当している教職員(教育相談コーディネーター等)を対象とした「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」を行うことで、より実際に即した内容としています。

このプログラム案、テキスト案が、子どもたちやその親(家庭)の支援の充実を進め、かつ教師の皆様をはじめとした学校現場に関わる専門職の連携・協働に資するものとなるよう願って止みません。

末筆となりましたが、お忙しい中、量的調査にご協力いただきました都道府県教育委員会・市町村教育委員会、各小・中学校の先生方に感謝申し上げます。また本事業に関わられた運営協議会委員、テキスト執筆者、調査協力者の先生方ならびに文部科学省の皆様にも深く感謝を申し上げます。

2025(令和 7)年 3 月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会 長 中 村 和 彦

も く じ

はじめに

第1章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景と目的	1
1-1. 研究の背景	1
1-2. 研究内容	1
2. 調査研究の内容	2
2-1. 福祉に関する教職員向けの研修プログラム及び研修テキスト（教材）等の作成	2
2-2. 福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査の実施	2
3. 実施体制	2
4. 会議等開催状況	4
4-1. 運営協議会	4
4-2. 調査会議	4
5. 調査研究における倫理的配慮と情報の取り扱い	4
6. サマリー（主たる事業の成果）	5
6-1. 研修の目標や内容、教材等の検討	5
6-2. 教育相談コーディネーターの実態把握のための調査の実施と分析	5
6-3. 研修プログラムの開発	5
6-4. 研修プログラムに必要な教材の開発	6
6-5. 報告書及び概要書の作成	6
第2章 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査	8
1. 調査の目的と概要	8
1-1. 目的	8
1-2. 対象	8
1-3. 内容	8
2. 調査の実施方法と結果	8
3. 調査の分析結果と要点	8
3-1. スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けた考察の要点	8
3-2. スクールソーシャルワーカーの活用状況とその効果	10
3-3. 教育相談担当教員のスクールソーシャルワーカーへの認識と活用状況との関係性	12
3-4. スクールソーシャルワーカーの活用促進に向けた研修プログラムへの提言	15
第3章 福祉に関する教職員向けの研修プログラム及び研修テキスト（教材）等の作成	16
1. 研修プログラムと研修テキスト	16
1-1. 研修プログラムと研修テキストの目的及び検討の経過	16
1-2. 研修プログラムの概要・構成	16
1-3. 研修の内容（シラバス）	18
1-4. 研修テキスト（教材）の概要	21
2. 概要書（パンフレット）	22
第4章 今後の課題と取り組み	23
1. 本事業で得られた成果	23
2. 今後の課題と取り組み	25

調査編 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査.....	26
1. 調査の対象と方法	26
1-1. 対象	26
1-2. 実施方法	27
1-3. 調査項目	28
1-4. 調査期間・回答数	29
1-5. 調査結果（設問別集計結果）	30
2. 調査票	47

別 添

1. 福祉に関する教職員向けの研修テキスト
2. 「教育相談に福祉の知識を活用しませんか？」（概要書（パンフレット））

第1章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

1-1. 研究の背景

様々な困難を抱える児童生徒に対して行う、学校における支援において、教育の専門職である教職員と、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）、心理の専門職であるスクールカウンセラーや地域の様々な資源などを活用しチームで支援を行うことは、児童生徒への支援を届け、児童生徒の担う課題等の負担を軽減させることにつながる。また教職員が福祉・心理の専門職等と力を合わせることで、より切れ目なく効果的な支援が、教員の負担を増やすことなく実施できるようになるなどの点から重要である。しかし、福祉・心理の専門職に関する知識（協働・協力するための必要な知識や視点）が十分とはいえず、うまく活用できていないなど多数課題が生じている。¹⁾

このような児童生徒や保護者等への効果的な支援体制の構築のためには、チームの要となる教育相談コーディネーター等の教職員の役割が重要といえよう。

他方、令和5年度のSSWの配置人数は全国で3,747人であり、仮に小学校・中学校数28,924校（令和5年度学校基本調査）で割ると、SSWは7.7校あたり1人という配置であると計算できる。これは、SSWの活動時間が仮に常勤職員相当の週40時間とした場合、1校当たり週に5.2時間程度の配置である。この数字で見ると、現在のところSSWは、「常に学校にいる専門職である」とはいえない。

福祉の専門性のある専門職を教育現場に取り入れチームとして動くとき、チームの中心となる（教育相談コーディネーターなどの）学校内の教職員が、福祉の専門職の専門性やその活動の特徴、視点の置き方や実際的な動き方等について理解していることは、よりスムーズで効果的なSSWの活用、連携ができることになり、もって児童生徒や保護者へのより適切な支援に繋がり、教職員との役割分担等により教職員の負荷を減らすことも期待できる。

そこで、福祉分野に関する必要な知識を得て、うまく活用できる「強み」を有する教員（教育相談コーディネーターを始めとして）を育成するための研修とその教材を開発することとした。

この研修で支援における連携のベースを理解し、全国すべての学校で子どもたちの支援において、福祉の専門性が適切に活かされるための共通のスタートラインとなるような研修となることを目指す。

1-2. 研究内容

以下、①～⑤を実施した。

- ① 研修の目標や内容、教材等について検討
- ② 教育相談コーディネーターの実態把握に関する量的調査の実施と分析
- ③ 研修プログラムの開発
- ④ 試行研修プログラムに必要な教材の作成
- ⑤ 報告書及び概要書の作成

2. 調査研究の内容

2-1. 福祉に関する教職員向けの研修プログラム及び研修テキスト（教材）等の作成

本事業の運営協議会では、研修の目標や研修プログラムの内容等を検討・確定し、その研修内容に対応する研修テキスト（教材）を作成した。研修プログラム及び研修テキストの内容の検討を行う運営協議会には、スクールソーシャルワーク及び福祉の学識者のみならず、心理ならびに学校行政の立場の学識者にも参画をいただいた。研修テキスト執筆者は、運営協議会委員を含めた社会福祉学・スクールソーシャルワークの学識者等により構成し、必要に応じて実務経験者などから協力を得た。また量的調査の内容を踏まえて執筆を行った。さらに、本件研修の主旨や研修プログラムを広く周知するための、概要書（パンフレット）案を作成した。

2-2. 福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査の実施

研修教材を作成する根拠として、量的調査を以下の通り実施した。分析等の詳細は、第2章及び調査編に詳説する。調査票の作成及び集計・分析・まとめ等の作業は、運営協議会委員及び本連盟のサーベイ・リサーチチームを中心に行った。アンケート対象者に理解・協力いただきやすい説明・文言・方法を工夫した。内容によっては、関係団体や関係者に適宜協力をいただいた。

3. 実施体制

以下の運営協議会を構築して、本事業の検討を行った。運営委員の選定にあたっては、福祉・ソーシャルワーク・スクールソーシャルワークの研究者だけではなく、心理・スクールカウンセリング、学校行政の有識者にも参画を得た。なお、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室のオブザーバー出席を得て、適宜助言等を受けて検討を行った。

運営協議会委員一覧

氏 名	所 属
山野 則子	大阪公立大学 現代システム科学研究科／現代システム科学域 教育福祉学類 教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長 ◎
空閑 浩人	同志社大学 社会学部社会福祉学科教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 常務理事
奥村 賢一	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授（心理学有識者）
川上 泰彦	兵庫教育大学学校経営コース 教授（教育行政有識者）
畑 亮輔	北星学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟サーベイ・リサーチチーム

◎委員長

福祉に関する教職員向けの研修テキストの執筆は、以下の運営委員会を兼務する者及び福祉、スクールソーシャルワークの研究・実践者が担当した。

福祉に関する教職員向けの研修テキスト 執筆者

氏 名	所 属
山野 則子	大阪公立大学 現代システム科学研究科／現代システム科学域 教育福祉学類 教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長 ◎ ○
空閑 浩人	同志社大学 社会学部社会福祉学科教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 常務理事 ○
奥村 賢一	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授 ○
比嘉 昌哉	沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科 教授
厨子 健一	奈良教育大学 学校教育講座 准教授
山中 京子	コラボレーション実践研究所所長／大阪府立大学名誉教授
山本 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 災害対応部会長

◎全体監修 ○運営協議会委員兼務

上記テキストの執筆に際しては、以下の協力者を得た。

福祉に関する教職員向けの研修テキスト 協力者

木下 昌美	大阪公立大学現代システム科学研究科プロジェクトコーディネーター
久山 藍子	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 助教

また、量的調査については、以下の者の協力を得て実施を行った。

量的調査協力者

増田 和高	武庫川女子大学准教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟サーベイ・リサーチチーム
駒田 安紀	大阪公立大学 現代システム科学研究科 特任講師

4. 会議等開催状況

4-1. 運営協議会

日付	会議名称
2024年8月1日(木)	第1回運営協議会
2024年9月2日(月)	第2回運営協議会
2024年12月2日(月)	第3回運営協議会
2025年2月17日(月)	第4回運営協議会
2025年3月17日(月)	第5回運営協議会

4-2. 調査会議

日付	会議名称
2024年7月31日	第1回調査会議
2024年8月28日	第2回調査会議
2024年8月29日	第3回調査会議
2024年9月12日	第4回調査会議
2024年9月16日	第5回調査会議
2024年12月24日	第6回調査会議
2025年1月11日	第7回調査会議
2025年1月12日	第8回調査会議
2025年1月28日	第9回調査会議
2025年2月24日	第10回調査会議
2025年2月25日	第11回調査会議
2025年2月26日	第12回調査会議
2025年3月23日	第13回調査会議

5. 調査研究における倫理的配慮と情報の取り扱い

第2章における「福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」の実施にあたっては、本連盟が設置している倫理審査委員会の審査・承認を受けた。

調査に際しては、依頼文・調査票に以下を記載した。

- 本調査への協力は任意であり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査報告書の作成や学会発表、研究論文作成など、調査研究の目的のみに用いられます。
(公表された結果から個人・学校・市町村が特定されることはありません)。
- 本調査結果は、2025年5月以降、JASWE コーポレートサイト、大阪公立大学山野研究室ウェブサイト並びに文部科学省ウェブサイトにて公開する予定です。
- 本調査により収集したデータは、大阪公立大学・JASWE 事務局においてインターネットから独立したサーバーに保管し、書類は鍵のかかる書棚で管理し、研究終了後、最低10年間保管

します。保管期間が10年を超えた時点でシュレッダーや溶解、データの完全消去等により機密処分を行います。

また、本調査は、その一部を大阪公立大学「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」との合同調査としたが、同調査は、大阪公立大学の倫理審査を受けた上で、実施している。

6. サマリー（主たる事業の成果）

本事業では、広く本件研修を行うための研修プログラム、テキスト、概要書を開発した。まず研修の受講対象者を想定した全国調査を行い、結果を修正・分析した。調査で得られた知見（研修受講者像や研修内容に関する状況やニーズ等）を踏まえて研修プログラム及び研修テキスト（教材）を検討し、作成した。また、この研修の主旨や内容を周知するための概要書（案）も併せて作成した。成果は報告書にまとめ、今後の研修や関連する事業等の参考になることを期待する。

6-1. 研修の目標や内容、教材等の検討

全5回の運営協議会を開催し、研修の目標や内容、教材等について検討した。運営協議会委員の選定にあたっては、福祉・ソーシャルワーク・スクールソーシャルワークの研究者だけではなく、心理・スクールカウンセリング、学校行政の有識者にも参画を得た。なお、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室のオブザーバー出席を得て、適宜助言等を受けて検討を行った。

6-2. 教育相談コーディネーターの実態把握のための調査の実施と分析

調査票の作成及び集計・分析・まとめ等の作業は、運営協議会委員及び本連盟のサーベイ・リサーチチームを中心に行った。教育委員会やアンケート対象者に理解・協力いただきやすい説明・文言・方法を工夫した。内容によっては、関係団体や関係者に適宜協力をいただいた。

調査は、全国5ブロック（北海道・東北・関東・甲信越・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄）から都道府県を抽出し、抽出された都道府県内の市町村（政令市を除く）における公立の小学校・中学校（義務教育学校・中等教育学校）を対象とした。抽出した都道府県教育委員会は、北海道、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、沖縄県、以上20の道府県教育委員会。

本調査の対象回答者は、各学校で校務分掌上、教育相談を担当している教職員（教育相談コーディネーターなど）とした。

〔調査期間〕 2024年10月3日～2024年11月18日

〔方法〕 無記名のweb調査

〔回答数〕 4,950件

〔有効回答〕 4,772件

回答頂いた内容は集計・分析し、随時運営協議会へ情報共有し、報告書にとりまとめた。また、研修プログラム、研修テキスト、概要書（案）などに調査結果を適宜取り入れた。

6-3. 研修プログラムの開発

研修プログラムの開発にあたっては、調査で把握した研修受講対象者像等を踏まえて研修が必要な内容を精査し、様々な側面から検討して研修科目や時間数・方法を整理し、シラバスにまとめた。

研修日程	科目番号	科目名	研修方法	研修時間
1日目	第1科目	社会福祉・ソーシャルワーク総論	講義	1.5時間
	第2科目	子どもを取り巻く現状・機関/制度の実際	講義	1.5時間

	第3科目	スクールソーシャルワークの基礎（ミクロ、メゾ、マクロ）	講義	1.5 時間
	第4科目	連携・協働の理論とチーム学校	講義	1.5 時間
2 日目	第5科目	ミクロ実践：スクールソーシャルワーカーとの協働	演習	3.0 時間
	第6科目	メゾ実践：校内チーム体制の形成	演習	3.0 時間
3 日目	第7科目	マクロ実践：地域共生社会、開発機能を活用した支援	演習	3.0 時間
	第8科目	効果的なスクールソーシャルワークの組織計画	演習	2.0 時間
	第9科目	学校におけるスクールソーシャルワークへの理解の定着	演習	1.0 時間

6－4．研修プログラムに必要な教材の開発

研修プログラムの内容を十分に学ぶための教科書の役割を担うものとして研修テキスト（教材）を執筆、作成した。執筆は、運営協議会委員をはじめとした、福祉、スクールソーシャルワークの研究・実践者等が担当した。委員長である山野則子が全体の監修を行った。

テキストの章	科目名（章の名称）	執筆者
－	はじめに	山野則子（大阪公立大学）
第1章	社会福祉・ソーシャルワーク総論	空閑浩人（同志社大学）
第2章	子どもを取り巻く現状・機関/制度の実際	比嘉昌哉（沖縄国際大学）
第3章	スクールソーシャルワークの基礎（ミクロ、メゾ、マクロ）	奥村賢一（福岡県立大学）
第4章	連携・協働の理論とチーム学校	山中京子（コラボレーション実践研究所） 山野則子（大阪公立大学）
第5章	ミクロ実践：スクールソーシャルワーカーとの協働	奥村賢一（福岡県立大学）
第6章	メゾ実践：校内チーム体制の形成	山野則子（大阪公立大学）
第7章	マクロ実践：地域共生社会、開発機能を活用した支援	山野則子（大阪公立大学） 山本克彦（日本福祉大学）
第8章	効果的なスクールソーシャルワークの組織計画	山野則子（大阪公立大学）
第9章	学校におけるスクールソーシャルワークへの理解の定着	厨子健一（愛知教育大学）

6－5．報告書及び概要書の作成

上記をまとめ、報告書を作成した。本報告書では、事業全体の検討の過程や成果をまとめ、調査編として調査の詳細を、また別添として研修テキスト及び概要書を収載した。また、研修の目的や調査・研修の概要などをまとめた概要書を作成した。研修テキストや本件報告書は量が多いため、広く事業の主旨等を知ってもらうためには十分なツールとは言えない。本件研修の必要性や内容、その魅力等を広く伝達するため、視覚的に見やすく、分量も適切な概要書を作成することによって、今後の、スクールソーシャルワークへの理解促進及び研修受講促進に寄与できるものと考えている。

【出典】

- ・文部科学省 令和5年度学校基本調査
- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室「教育相談体制の充実について」(日本ソーシャルワーク教育学校連盟「スクールソーシャルワーカー基礎研修」における研修資料)

【参考文献】

- 1) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、社会福祉士・精神保健福祉士に「スクールソーシャルワーク」及び「小中高などの教職課程科目」の内容を上乗せした「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業」を2008年度より実施して、スクールソーシャルワーカーを目指す者へ積極的に「学校」内で必要な知識を学ぶ体制を構築している。2025年1月時点で、全国で1,126人の修了者を輩出している。

第2章 福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査

1. 調査の目的と概要

1-1 目的

学校教員の負担軽減に向け、児童生徒の支援等におけるスクールソーシャルワーカーの効果的な活用促進に資する研修プログラムを開発するために、小学校・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識や、スクールソーシャルワーカーの活用状況とその効果を把握する。

1-2 対象

2024年10月現在、本連盟が調査対象地域として設定した20の道府県の各市町村（政令市を除く）に所在する公立小学校・中学校（義務教育学校・中等教育学校を含む）において、校務分掌上、教育相談を担当している教職員（教育相談コーディネーターなど）。

なお、対象の地域および学校数については、本報告書「調査編」を参照されたい。

1-3 内容

回答者の所属校における教育相談に関連する事項について尋ねた。調査項目の概要は、以下のとおりである。なお、設問の詳細は、本報告書「調査編」を参照されたい。

- 回答者の所属校の規模、児童生徒の状況（不登校及び児童虐待の件数等）
- 回答者の属性（教員歴、教育相談の担当状況等）
- スクールソーシャルワーカーの役割の理解、回答者の教育相談関係業務の実施状況
- 教育相談に係る校内体制の現状
- 学校における教育相談に関する業務やスクールソーシャルワーカーとの連携等に関する意見

2. 調査の実施方法と結果

本調査の結果の概要および考察については、次項に記載したとおりである。

実施方法および設問別の集計結果については、本報告書「調査編」を参照されたい。

なお、本調査実施に係る倫理的配慮については、本報告書第1章を参照されたい。

3. 調査の分析結果と要点

3-1. スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けた考察の要点

本調査は、小学校や中学校において学校教員の負担を軽減し、児童生徒への支援とより良い学校づくりを進めていくために、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を促進するための研修プログラム開発に向けた基礎資料を得ることを目的に実施した。

以下、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて考慮すべき考察の要点を記載する。

- 不登校率や虐待率が高い学校において、さまざまな場面でスクールソーシャルワーカーを「活用できている」割合が高くなっていることが示された。つまり、児童生徒への支援ニーズが高い（不登校率や虐待率が高い）学校においてスクールソーシャルワーカーの活用が広がってきていることがわかる。（3-2-2）

- さまざまな場面においてスクールソーシャルワーカーを「活用できている」学校では、「活用したいができていない」学校と比較して不登校好転率と虐待好転率が高い結果となった。ここから、不登校支援や虐待支援ではスクールソーシャルワーカーの活用が効果的であることが示唆されており、今後スクールソーシャルワーカーの適切な活用促進がますます重要になってくると考えられる。(3-2-2)
- 児童生徒への支援や保護者への支援といった個別支援（ミクロ実践）での活用よりも、学校運営に関する会議の実施やより良い学校づくりに向けた検討、そして学校と地域とのつながりづくりといったより大きな学校全体に関する活動（マクロ実践）でスクールソーシャルワーカーを活用できている学校において不登校好転率や虐待好転率が高くなっていた。(3-2-2)
- ただし、現状では学校ごとにスクールソーシャルワーカーの活用場面は多様であり、どちらかという児童生徒や保護者への支援（ミクロ実践）での活用が進んでおり、学校全体に関する活動（マクロ実践）での活用はあまり広がっていない状況となっている。(3-2-1)
- 今後、より良い学校づくりに向けては、児童生徒や保護者への個別支援はもちろん、学校運営や学校と地域との関係形成などの学校全体に関する活動（マクロ実践）でスクールソーシャルワーカーを適切に活用していくことがより重要なポイントとなる。(3-2)
- 教育相談を担当する教員（以下、教育相談担当教員）のスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識がスクールソーシャルワーク理論と一致（以下、一致度）しているほど、さまざまな場面においてスクールソーシャルワーカーを活用している状況が示された。(3-3-2)
- 特に、上記のような学校全体に関する活動（マクロ実践）にスクールソーシャルワーカーを活用している学校の教育相談担当教員は、ソーシャルワーカーの役割認識において理論と高い一致度を有していた。(3-3-2)
- ただし、教育相談担当教員が持つスクールソーシャルワーカーに対する役割認識は現状として多様であり、学校の教員間でスクールソーシャルワーカーに対する共通した役割認識がまだ十分に形成されていない状況がある。(3-3-1)
- 教員の年齢や経験年数はスクールソーシャルワーカーの役割に対する適切な認識とは関連しておらず、経験年数を重ねることで理解促進につながるわけではないことが示唆された。(3-3-3)
- スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて、教育相談担当教員を始めとする小学校・中学校教員のスクールソーシャルワーカーの役割認識を拡大・深化するための研修プログラムが必要である。(3-4)
- 上記を踏まえて、研修プログラムでは児童生徒や保護者に対する個別の支援だけではなく、学校運営や学校と地域との関係形成といった学校全体の活動（マクロ実践）におけるスクールソーシャルワーカーの役割や活動を学ぶ内容を設定することが必要不可欠といえる。(3-4)

3-2. スクールソーシャルワーカーの活用状況とその効果

本節では、小学校・中学校において今度どのようなスクールソーシャルワーカーの活用が求められるのかを考察するために、現在の活用状況や活用による効果について分析結果を基に考察する。

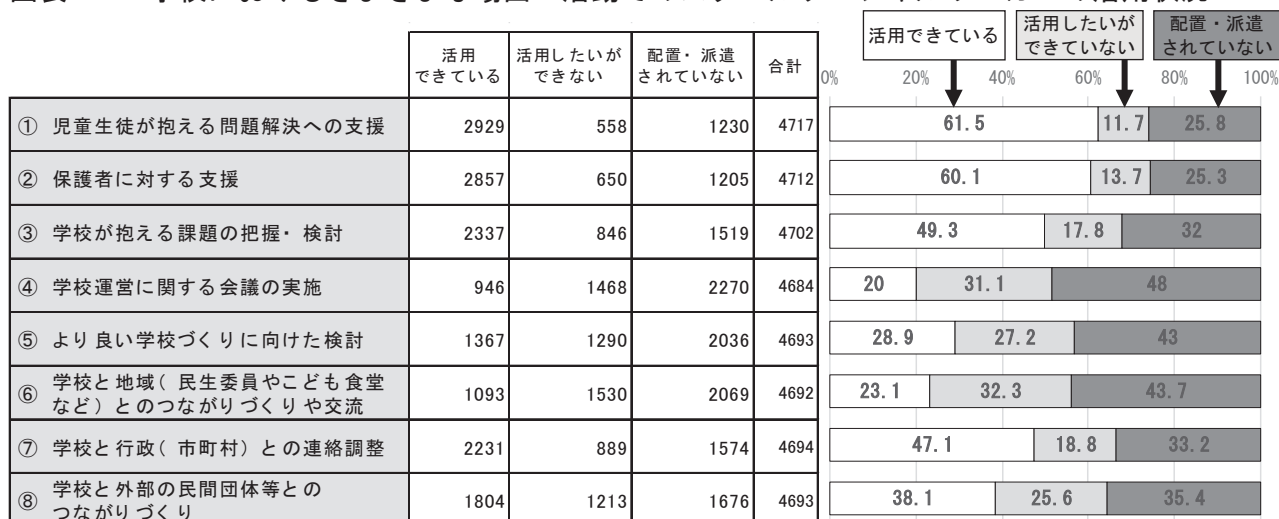
3-2-1 スクールソーシャルワーカーの活用状況

小学校や中学校でのスクールソーシャルワーカーの活用状況を把握するために、さまざまな場面や活動においてスクールソーシャルワーカーを「活用できている」「活用したいができていない」「配置・派遣されていない」の3つの選択肢で回答を求めた（Q.20）。なお、本設問では、スクールソーシャルワーカーの活用状況の実態だけでなく、教育相談担当教員としての認識も明らかにすることを目的に「活用していない」ではなく、「活用したいができていない」と「配置・派遣されていない」の回答選択肢を設定した。つまり、①～⑧の場面・活動内容における「活用している」「活用していない」という実態だけでなく、「活用していない」場合には「必要性を感じつつも活用できていない状況」なのか、「必要性に迫られておらず配置・派遣されていない状況」なのかについて把握することをねらいとした回答選択肢である。

調査の結果（図表 2-1）、「①児童生徒が抱える問題解決への支援」「②保護者に対する支援」といったいわゆる個別支援（ミクロ実践）においてスクールソーシャルワーカーを活用できている学校が多いことが明らかとなった。それに対して、「④学校運営に関する会議の実施」「⑤より良い学校づくりに向けた検討」「⑥学校と地域（民生委員やこども食堂など）とのつながりづくりや交流」などの学校全体の運営に関する活動（マクロ実践）でのスクールソーシャルワーカーの活用が進んでいる学校は少ない状況が示された。加えて、これらの活用に関しては「活用したいができていない」よりも「配置・派遣されていない」の回答の方が総じて多く、このようなマクロ実践におけるスクールソーシャルワーカーの活用について必要性を感じている学校が少ない状況も示唆されたといえよう。

調査の結果（図表 2-1）、「①児童生徒が抱える問題解決への支援」「②保護者に対する支援」といったいわゆる個別支援（ミクロ実践）においてスクールソーシャルワーカーを活用できている学校が多いことが明らかとなった。それに対して、「④学校運営に関する会議の実施」「⑤より良い学校づくりに向けた検討」「⑥学校と地域（民生委員やこども食堂など）とのつながりづくりや交流」などの学校全体の運営に関する活動（マクロ実践）でのスクールソーシャルワーカーの活用が進んでいる学校は少ない状況が示された。加えて、これらの活用に関しては「活用したいができていない」よりも「配置・派遣されていない」の回答の方が総じて多く、このようなマクロ実践におけるスクールソーシャルワーカーの活用について必要性を感じている学校が少ない状況も示唆されたといえよう。

図表 2-1：学校におけるさまざまな場面・活動でのスクールソーシャルワーカーの活用状況



3-2-2 学校の状況とスクールソーシャルワーカーの活用状況との関係性

学校の状況（不登校率・不登校好転率、虐待率・虐待好転率）とスクールソーシャルワーカーの活用状況との関係性を分析したものが図表 2-2-1、図表 2-2-2 である。

学校の不登校率および虐待率とスクールソーシャルワーカーの活用状況との関係性を確認すると総じて「配置・派遣されていない」学校において不登校率および虐待率ともに低い傾向にあることがわかる。つまり、さまざまな場面でスクールソーシャルワーカーがまだ配置・派遣されていない学校では、学校内の教職員で効果的な活動を展開していたり、あるいは児童生徒の状態が安定していたりと、現時点でスクールソーシャルワーカー活用の必要性にあまり迫られていない状況にあることが考えられよう。この背景として、国ではスクールソーシャルワーカーの配置に関して、いじめ・不登校対策、虐待対策、貧困対策、ヤングケアラー支援という4点から重点配置校を定め、重点配置校におけるスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を進めていることが挙げられる。つまり、スクールソーシャルワーカーを「活用できている」のに不登校率や虐待率が高くなっているのではなく、不登校率や虐待率が高い小学校・中学校に重点的にスクールソーシャルワーカーの配置・派遣が進んでいる状況が示された結果といえる。加えて、重点配置校には指定されていないものの不登校や虐待の課題が徐々に拡大してきている学校において、「活用したいができていない」という認識が高まっていると考えられる。実際、図表 2-2-1/2 では「活用したいができていない」グループの不登校率・虐待率は、「活用できている」よりも低く「配置・派遣されていない」よりも高い数値を示しており、このような状況が推察できる。そして、不登校率や虐待率が高まってきている学校においては、さまざまな場面においてスクールソーシャルワーカーを活用している状況が示された。これより、学校においてスクールソーシャルワーカーの活用や、活用に対する必要性の認識が高まってきていることが示唆された。

また、不登校好転率を確認すると、「活用したいができていない」学校において相対的に低い好転率となっていることが確認できる。それに比べると「活用できている」学校、特に「④学校運営に関する会議の実施」「⑤より良い学校づくりに向けた検討」「⑥学校と地域（民生委員やこども食堂など）とのつながりづくりや交流」「⑧学校と外部の民間団体等とのつながりづくり」といった学校全体に関する活動（マクロ実践）においてスクールソーシャルワーカーを「活用できている」学校ではかなり高い不登校好転率となっていることが示された。ここから、児童生徒や保護者に対する支援といった個別支援（ミクロ実践）におけるスクールソーシャルワーカーの活用を基本としつつ、より効果を高めていくためには学校全体に関する活動（マクロ実践）においてスクールソーシャルワーカーを活用していくことでより高い効果につなげられることがわかる。

なお、虐待好転率では「活用できている」学校では、より効果的な活用場面までは示されなかったが、「活用したいができていない」学校では、やはり不登校支援と同じく「②保護者に対する支援」「⑦学校と行政（市町村）との連絡調整」「⑧学校と外部の民間団体等とのつながりづくり」で活用できていない場合に、相対的に低い虐待好転率となっていることが明らかになった。繰り返しの確認となるが、学校全体に関する活動（マクロ実践）におけるスクールソーシャルワーカーの活用促進が期待されるが、この結果からはもちろん個別支援（ミクロ実践）におけるスクールソーシャルワーカーの活用も必要不可欠といえるだろう。

図表 2-2-1：学校の不登校率・不登校好転率とスクールソーシャルワーカーの活用状況との関係性

	活用できている		活用したいができていない		配置・派遣されていない	
	不登校率	好転率	不登校率	好転率	不登校率	好転率
① 児童生徒が抱える問題解決への支援	3.83%	23.56%	3.43%	22.66%	3.21%	26.05%
② 保護者に対する支援	3.86%	23.61%	3.29%	21.90%	3.22%	26.46%
③ 学校が抱える課題の把握・検討	3.73%	23.76%	3.75%	22.08%	3.38%	25.64%
④ 学校運営に関する会議の実施	4.14%	26.19%*	3.63%	22.64%	3.40%	24.06%
⑤ より良い学校づくりに向けた検討	3.87%	25.45%*	3.70%	22.35%	3.40%	24.18%
⑥ 学校と地域(民生委員やこども食堂など)とのつながりづくりや交流	4.16%	26.41%***	3.58%	22.07%	3.36%	24.18%
⑦ 学校と行政(市町村)との連絡調整	3.89%	24.24%	3.64%	21.72%	3.22%	25.17%
⑧ 学校と外部の民間団体等とのつながりづくり	4.00%	25.13%**	3.54%	21.68%	3.26%	24.63%

※緑マーカーは「活用できている」グループにおいて特に高い好転率を示した項目である（「活用したいができていない」グループとの比較で統計的に有意：* P<0.05, ** P<0.01, *** P<0.001）。また赤マーカーは「活用したいができていない」グループにおいて低い好転率を示した項目である。

なお、青マーカーは「配置・派遣されてない」学校の不登校率が低かったことを意味するものである。

図表 2-2-2：学校の虐待率・虐待好転率とスクールソーシャルワーカーの活用状況との関係性

	活用できている		活用したいができていない		配置・派遣されていない	
	虐待率	好転率	虐待率	好転率	虐待率	好転率
① 児童生徒が抱える問題解決への支援	0.40%	53.17%	0.45%	53.09%	0.36%	53.06%
② 保護者に対する支援	0.41%	53.75%	0.46%	50.36%	0.34%	52.92%
③ 学校が抱える課題の把握・検討	0.46%	53.57%	0.39%	51.38%	0.36%	53.30%
④ 学校運営に関する会議の実施	0.46%	52.76%	0.42%	52.72%	0.36%	53.54%
⑤ より良い学校づくりに向けた検討	0.44%	53.56%	0.42%	52.66%	0.36%	52.72%
⑥ 学校と地域(民生委員やこども食堂など)とのつながりづくりや交流	0.40%	53.34%	0.45%	51.80%	0.36%	54.21%
⑦ 学校と行政(市町村)との連絡調整	0.40%	53.86%	0.46%	50.56%	0.36%	53.68%
⑧ 学校と外部の民間団体等とのつながりづくり	0.41%	54.84%*	0.43%	50.26%	0.36%	53.52%

※緑マーカーは「活用できている」グループにおいて特に高い好転率を示した項目（「活用したいができていない」グループとの比較で統計的に有意：* P<0.05）である。また赤マーカーは「活用したいができていない」グループにおいて特に好転率が低かった項目である。なお、青マーカーは「配置・派遣されてない」学校の虐待率が低かったことを意味している。

3-3. 教育相談担当教員のスクールソーシャルワーカーへの認識と活用状況との関係性

本節では、教育相談担当教員によるスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識とスクールソーシャルワーカーの活用状況の関係性を整理し、今後のスクールソーシャルワーカー活用促進に向けた方策について分析結果を基に考察する。

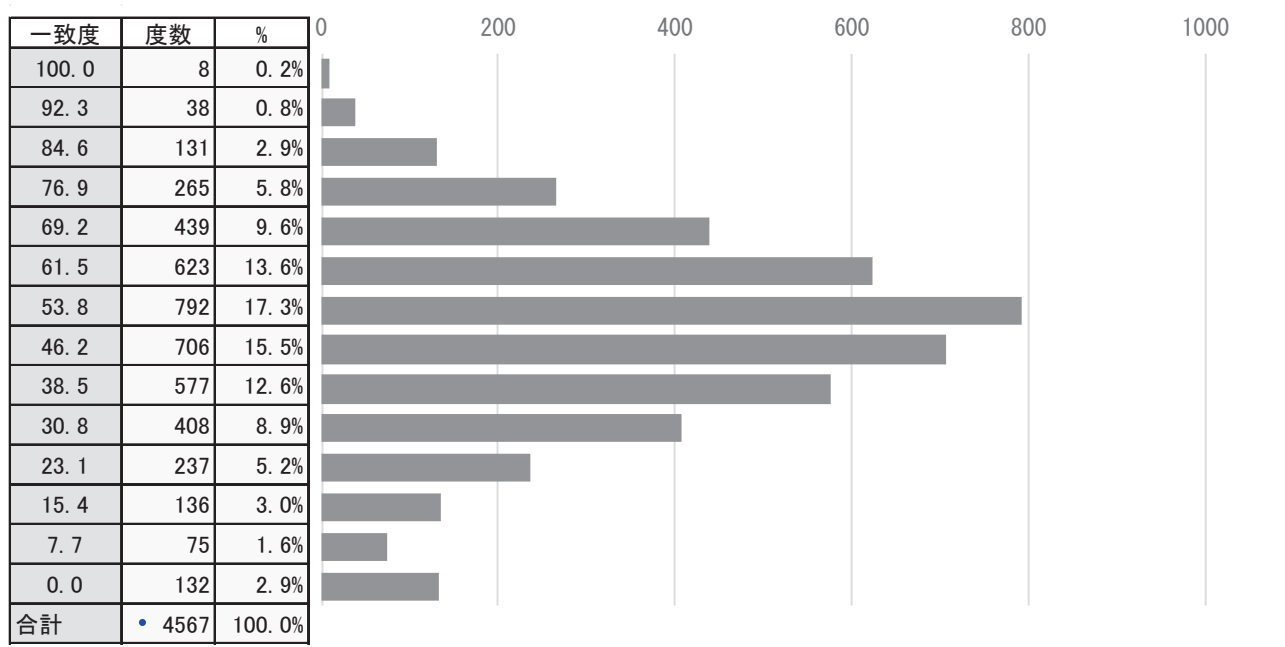
3-3-1 教育相談担当教員のスクールソーシャルワーカーへの認識（度数分布）

教育相談担当教員が認識しているスクールソーシャルワーカーの役割と、スクールソーシャルワーク理論に基づくスクールソーシャルワーカーの役割との一致度を把握するために、合計 13 項目の業務内容に対して、「スクールソーシャルワーカーの本来業務であるか」という認識について回答を求めた（Q.15-1）。問として設定された 13 項目のうち、7 項目の内容はスクールソーシャルワーク理論に基づいて設定された業務であり、他の 6 項目はスクールソーシャルワーク理論においてスクールソーシャルワーカーの業務には位置づけられていない内容の項目となっている。つまり、理論に基づいて設定された 7 項目に対しては「スクールソーシャルワーカーの本来

業務である」と回答した場合を「一致」とし、他の6項目については「スクールソーシャルワーカーの本来業務ではない」と回答した場合を「一致」と捉え、回答者の役割認識が理論的な役割とどの程度一致しているかを「一致度」として示した（図表 2-3）。

調査の結果、一致度の分布は平均を中心として前後同じ程度にばらついている正規分布に近いものとなった。つまり、教育相談担当教員が持つスクールソーシャルワーカーに対する役割認識は現状として多様であり、必ずしも理論どおりの役割認識が形成されているわけではないことが示された。教育相談担当教員が抱くスクールソーシャルワーカーへの役割認識が共通性を持たない場合、スクールソーシャルワーカーには多様な役割遂行が期待されることになり、スクールソーシャルワーカーの疲弊、二重対応や対応漏れといった現場での混乱を招きかねない。このことから、スクールソーシャルワーカーが本来の専門性を発揮し、教員との効果的な連携を図っていくためにも、教員間でスクールソーシャルワーカーに対する共通した役割認識を形成していくことの必要性が示唆されたものとする。

図表 2-3：教育相談担当教員のスクールソーシャルワーカーの役割認識と理論との一致度



3-3-2 教育相談担当教員のスクールソーシャルワーカーへの認識と活用状況との関係性

教育相談担当教員のスクールソーシャルワーカーへの認識（役割認識と理論的な役割の一致度）とスクールソーシャルワーカーの活用状況との関係性を分析したものが図表 2-4 である。

スクールソーシャルワーカーへの認識と活用状況との関係性を確認すると、スクールソーシャルワーカーへの役割認識と理論的役割の一致度が高まるほど、スクールソーシャルワーカーの活用機会が広がっていることが示された。特に学校全体に関する活動（マクロ実践）において、スクールソーシャルワーカーへの役割認識について高い一致度を有している教育相談担当教員ほど、スクールソーシャルワーカーを活用していたことが明らかとなった。

当然、今回の結果はスクールソーシャルワーカーを活用するほどスクールソーシャルワーカーの役割に対する理解が進み、認識が理論と一致していったと解釈することもできる。しかし、ここで重要となるのはスクールソーシャルワーカーに対する理解と活用の関係性について「どちらが先か」

という一方向的な関係の中で論じることではなく、理解が深まれば活用の幅が広がり、実際に活用することで、教員自身がスクールソーシャルワーカーの専門性や可能性を体感し、さらに理解が深まっていくという、まさに理解と活用が互いに影響し合い、循環する関係として捉えることにあると考える。ただ、スクールソーシャルワーカーの量的拡充が途上であることを考えると、まずは理論に基づいてスクールソーシャルワーカーの役割を理解することから始めることが、より現実的な方策であるともいえる。

図表 2-4：教育相談担当教員の SSWr に対する役割認識の理論一致度と活用状況との関係性

	活用できている	活用したいができていない	配置・派遣されていない
	SSWr 役割認識と理論との一致度	SSWr 役割認識と理論との一致度	SSWr 役割認識と理論との一致度
① 児童生徒が抱える問題解決への支援	51.15(18.38)	47.15(18.77)	43.69(21.23)
② 保護者に対する支援	51.08 (18.38)	47.15 (19.00)	43.92 (21.23)
③ 学校が抱える課題の把握・検討	52.31 (18.31)	46.62 (18.31)	44.54 (20.69)
④ 学校運営に関する会議の実施	53.31 (18.54)	50.23 (18.23)	46.00 (20.15)
⑤ より良い学校づくりに向けた検討	53.69 (18.77)	49.15 (18.77)	45.31 (15.85)
⑥ 学校と地域(民生委員やこども食堂など)とのつながりづくりや交流	53.15 (18.54)	50.15 (18.23)	45.46 (20.23)
⑦ 学校と行政(市町村)との連絡調整	52.54 (18.00)	47.92 (18.62)	43.92 (20.62)
⑧ 学校と外部の民間団体等とのつながりづくり	52.31 (18.15)	49.54 (18.31)	44.38 (20.69)

3-3-3 年齢や経験年数とスクールソーシャルワーカーへの認識との関係性

次に、スクールソーシャルワーカーへの認識と、教育相談担当教員の属性である年齢および教員経験年数との関連の有無について分析したものが図表 2-5 である。結論からいえば、年齢および経験年数とスクールソーシャルワーカーへの認識間において、特定の関連性を示す傾向は示されなかった。

つまり、年齢や経験年数が高まれば自ずとスクールソーシャルワーカーの役割に対する適切な認識が持てるようになるというわけではなく、研修や交流の機会を介してその役割認識を形成していく必要があることが示唆された。

図表 2-5：教育相談担当教員の年齢・経験年数と SSWr に対する役割認識の理論一致度との関係性

年齢	SSWr 役割認識と理論との一致度	教員経験年数	SSWr 役割認識と理論との一致度
20 歳代	50.62 (17.92)	1～5 年	50.62 (18.46)
30 歳代	48.46 (19.62)	6～10 年	47.46 (20.00)
40 歳代	50.15 (18.92)	11～15 年	49.00 (18.46)
50 歳代	47.54 (19.69)	16～20 年	50.92 (19.46)
60 歳代以上	48.38 (21.15)	21～25 年	49.23 (18.92)
		26～30 年	48.62 (19.31)
		31～35 年	47.08 (20.46)
		36 年～	47.62 (19.77)

3-4. スクールソーシャルワーカーの活用促進に向けた研修プログラムへの提言

本節では、これまでの調査結果を基に、スクールソーシャルワーカーの活用促進に向けた研修プログラムの内容及び実施方法について提言する。

これまでも述べたとおり、現在小学校・中学校において、重点配置校を中心にスクールソーシャルワーカーの配置・派遣が進められてきたこと、配置・派遣されたことによる一定の成果が出てきたことが、それぞれ調査の結果から明らかとなった。他方で、教育相談担当教員が持つスクールソーシャルワーカーに対する役割認識とスクールソーシャルワーク理論における役割については、認識のズレが生じていることも示された。

そのため、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて、まずは教育相談担当教員を始めとする小学校・中学校教員のスクールソーシャルワーカーへの役割認識を拡大・深化するための研修プログラムが必要である。具体的には、スクールソーシャルワーカーの業務範囲や専門領域について理論的に学ぶことに加え、ニーズを抱える児童生徒の事例に基づいて、どのようにスクールソーシャルワーカーと連携していけばよいのか検討するような演習での学びが必要と考える。

また、学校全体に関する活動（マクロ実践）においてスクールソーシャルワーカーを活用できている学校では顕著に不登校好転につながっていることが示されていることから、研修プログラムにおいても児童生徒や保護者に対する個別の支援だけではなく、学校運営や学校と地域との関係形成といった学校全体の活動（マクロ実践）におけるスクールソーシャルワーカーの役割や活動を学ぶことができる内容を設定していくことも必要不可欠といえる。ここでも、講義での学びだけでなく、演習形式による学びによって校内協働におけるスクールソーシャルワーカーのメゾ実践や、校外・地域協働といったマクロ実践についても学び、具体的に学校にスクールソーシャルワーカーを位置づけていくことを想定できるようになる研修プログラムが必要といえる。このような研修プログラムを介して、学校全体の方針としてスクールソーシャルワーカー活用の方向性を明確化し、各教員と共有していくこともスクールソーシャルワーカー活用促進につながるものといえよう。

さらに、スクールソーシャルワーカーへの役割認識と理論的役割の一致度が高まるほど、スクールソーシャルワーカーの活用機会が広がり、その活用がさらにスクールソーシャルワークに対する理解を深めるという理解と活用の循環的關係性が生じている可能性が高いことが推察された。そのため、研修プログラムにおいても一度の説明や関わりで終わるのではなく、小さくてもよいので教員がスクールソーシャルワーカーを活用する機会を積み重ねることができるよう促進し、その活用が自然とスクールソーシャルワーカーへの理解を育てる仕組みを内包するような研修を企画することも重要となる。具体的には、スクールソーシャルワークを活用するための組織計画の作成などを含めた、今後につなげるための実践を学ぶ内容が必要である。

スクールソーシャルワーカーへの理解が深まれば、より効果的な支援依頼や連携が生まれ、学校全体の支援力も高まることになるため、この有機的な好循環を生み出せるような研修プログラムを開発していくことが求められる。

第3章 福祉に関する教職員向けの研修プログラム及び研修テキスト（教材）等の作成

1. 研修プログラムと研修テキスト

1-1. 研修プログラムと研修テキストの目的 及び検討の経過

本事業では、2024年度文部科学省「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査研究」の委託を受け、福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発と、研修テキスト（教材）（以下単に「研修テキスト」という）の作成を行った。この研修を実施することにより、教育相談コーディネーターなどの教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を十分に理解し、児童生徒の課題解決や未然防止等のためにスクールソーシャルワーカーと協働することができるようになることを目指す。また、児童生徒の教育課題や生活課題への対応のためのチームをスムーズに学校内に形成し、関係機関との連携を構築することが可能になることを目指すものである。

また、研修テキストは、この研修プログラムの内容を十分に学ぶための教科書の役割を担うものとして執筆、作成した。

本事業では、まず研修プログラムについて運営協議会で検討した。量的調査による研修受講対象者像等や運営協議会での検討・意見等を踏まえて、研修プログラム上の工夫及び研修テキストの内容への反映等を行った。

- ・受講者がリアリティをもって、自身の学校のスクールソーシャルワーカーの配置状況に応じた協働・活用の仕方を学べるようにする必要がある。そのための工夫として、校種などにより受講する教員の捉え方が違うことに注意が必要ではないか、例えばSSWに相談すると、こういうときにこうしてもらえる、というイメージが持てているようになるとよいが、配置の形式・時間数等によってできることが違ってくる部分もあるのではないかと、という意見があり、SSW配置形態ごとのマトリクスに整理することとした。
- ・教員とSSW等とでケース会議をする時、エコマップやジェノグラムはわかりやすくよいが、教員はエコマップにあまりなじみがないこと、ケース会議はSSWへの理解や「関係者が参集して目的をもってやっていく」ということの良さを知ってもらう機会になること等から、演習の中で、模擬ケース会議体験を加えることとした。
- ・それぞれの学校の校内組織の状況により、活用の仕方が異なることが考えられるため、受講者が自身の学校に持ち帰ってアレンジの余地があるような内容にすることや、研修ではいろいろな学校の教員が集まると考えられるため、自分のところの学校に引き付けることで理解がはかれるのではないかと、という指摘、あるいは、社会資源や制度についても、自分の学校の校区でどのようなものがあるかを知るためのワークをする（そのために学校がよく使う社会資源に加え、教員が知っておくとよいものを入れる）などの工夫をすることとした。
- ・この研修を受講する者（教育相談コーディネーター等の教師など）が研修内容をより理解しやすくなるように、研修テキストに収載されている、特に福祉やソーシャルワークの専門用語を用語集等としてまとめる。

1-2. 研修プログラムの概要・構成

(1) 対象者(受講者像):校務分掌上、教育相談を担当している教職員(教育相談コーディネーター等)

(2) 研修時間数、日数：1日6時間×3日間 講義6時間、演習12時間

(3) 研修受講後の人材像

研修を受講した者が以下のような知見を得ることを目標として、研修等を構成した。

- ・スクールソーシャルワークについて学び、スクールソーシャルワーカーと協働する方法を知る。
- ・「チーム学校」を実現する。教員、スクールソーシャルワーカー、そのほか色々な役職の同僚と、必要に応じたすべてのこどもを確認・検討する会議を設置し、チームでこどもたちの課題を認識し、チームで対応を実施する。
- ・こどもを主語に考える思考が身につく。
- ・こどもも教員も、誰一人とりのこさない学校づくりを実行できる。

(4) 研修プログラムの構成

研修プログラムの構成は以下の通り。なお、研修プログラムに合わせた研修テキスト（教材）であることから、研修テキストの章立て等は研修プログラムと重なるので、表3-1はその関係がわかりやすいように並記した。

表3-1 研修プログラムの構成 兼 研修テキストの構成

研修日程	テキストの章／科目番号	科目名	研修方法	研修時間
1日目	はじめに			
	第1章（第1科目）	社会福祉・ソーシャルワーク総論	講義	1.5時間
	第2章（第2科目）	子どもを取り巻く現状・機関/制度の実際	講義	1.5時間
	第3章（第3科目）	スクールソーシャルワークの基礎（ミクロ、メゾ、マクロ）	講義	1.5時間
	第4章（第4科目）	連携・協働の理論とチーム学校	講義	1.5時間
2日目	第5章（第5科目）	ミクロ実践 ：スクールソーシャルワーカーとの協働	演習	3.0時間
	第6章（第6科目）	メゾ実践 ：校内チーム体制の形成	演習	3.0時間
3日目	第7章（第7科目）	マクロ実践 ：地域共生社会、開発機能を活用した支援	演習	3.0時間
	第8章（第8科目）	効果的なスクールソーシャルワークの組織計画	演習	2.0時間
	第9章（第9科目）	学校におけるスクールソーシャルワークへの理解の定着	演習	1.0時間

1-3. 研修の内容（シラバス）

研修プログラムの内容については、運営協議会での検討の結果、以下のシラバス（案）となった。

表 3-2 福祉に関する教職員向けの研修プログラム シラバス（案）

科目番号	科目名	研修時間数・方法	目標	研修内容
第 1 科目	社会福祉・ソーシャルワーク総論	講義 1.5時間	・なぜ学校に社会福祉の視点が必要なのか（全体像の視点で把握）を理解する ・社会福祉、ソーシャルワークの概要、その視点を理解する ・ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）の専門性と役割を理解する	1. 子どもの生活の視点から学校の中で知っておくべきこととしての理解 (1) 社会福祉とソーシャルワーク (2) ソーシャルワークの価値観・倫理、知識、技術 (3) ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士） (4) 生物－心理－社会モデル (5) 生活支援 (6) 学校現場でスクールソーシャルワーカーを養成する（実習受入）意義
第 2 科目	子どもを取り巻く現状・機関/制度の実際	講義 1.5時間	・ソーシャルワークの視点からみる、児童を取り巻く学校・家庭・地域の情勢を理解する ・これらを知ることで教師が今までと違った視点で家族を見ることができる ・スクールソーシャルワーカーの専門性を活用する方法を理解する ・校種類別（小中学校）、派遣・配置等の別の状況を理解する	1. 子どもを取り巻く現状 2. 子どもを取り巻くさまざまな問題の現状 3. 学校や関係機関の実態 4. 制度やサービス 5. スクールソーシャルワーカーの専門性を活用や校種別・配置等別状況の理解 (1) SSW の配置・派遣の主な形態とそれぞれの特徴を表形式で示す。 (2) 配置・派遣の類型別に教育相談担当者（教師）の動き方、スクールソーシャルワーカーとの協働促進に向けたアプローチ先等を示す (3) 研修参加者が自校の現状がどの類型に当てはまるかを知り、研修会後の取り組みの糸口、方向性が分かるようにする（必要に応じて事前学習課題を提示する）。 (4) 研修会最終日の演習において再度これらのことに触れ、研修での学びを現場で活かせるようにする。 【ワーク】 事件等を例に子どもの行動から背景を読み取り、どう動くか
第 3 科目	スクールソーシャルワークの基礎（ミクロ、メゾ、マクロ）	講義 1.5時間	・スクールソーシャルワークにおける価値、倫理を理解する ・スクールソーシャルワークの展開を理解する ・スクールソーシャルワーカーの支援を理解する。	1. スクールソーシャルワークにおける価値、倫理の実際 2. ミクロ、メゾ、マクロにおける展開 3. スクールソーシャルワークにおけるソーシャルワークのプロセス（アセスメント、スクリーニング、プランニング、支援につなぐ方法）

第 4 科目	連携・協働の理論とチーム学校	講義 1.5時間	・コラボレーションを理解する＝協働理論を理解する ・スクールソーシャルワーカー（福祉専門職）とスクールカウンセラー（心理専門職）、医療専門職等の多職種役割、視点、姿勢、活動内容等の違い等を理解する ・専門性の違い（強み）を引き出すために活用するスキル、協働に必ず生じる葛藤を調整する葛藤マネジメントスキルを学ぶ。 ・学校におけるチームビルディングのプロセス ・学年会議を活用したスクリーニング会議、校内委員会を活用したチーム会議、ケース会議など各種会議の意味と役割を知る。それらでのスクールソーシャルワーカーの役割を知る。	1. コラボレーション (1) 連携・協働に関する様々な用語 (2) 連携・協働の定義 (3) 連携・協働の基本的機能 (4) 連携・協働において支援者が持つべき態度 (5) 連携・協働において支援者が持つべきスキル ※以下の内容が含まれている ・学校現場における福祉と心理の専門性の違い ・スクールソーシャルワーカーと教員、心理職等との連携の実際・活用するスキル（ストレングス、エンパワメント、アドボカシー、アウトリーチ、マネジメント） 2. チームアプローチ (1) チームアプローチの類型 (2) チームアプローチでの留意点 3. 学校におけるチーム形成とソーシャルワーク (1) 学校組織の特徴 (2) 福祉専門職が働く機関 (3) チーム形成とスクールソーシャルワーク ※以下の内容が含まれている ・チームビルディングとしての各種会議の意味と役割 ・チームビルディング（各種会議）におけるスクールソーシャルワーカーの機能と役割 【ワーク】各専門職の強み、弱みを挙げる
第 5 科目	マイクロ実践：スクールソーシャルワーカーとの協働	演習 3.0時間 （2コマ）	・スクールソーシャルワーカーとの協働の実際を理解する（個別支援、マイクロ実践）	1. 個別支援、マイクロ実践におけるスクールソーシャルワーカーとの協働の実際 2. 個別支援（不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他）のアセスメントとプランニングの実際 【ワーク】支援対象の児童生徒の現状および支援課題の検討（アセスメント）、支援の方針や内容（プランニング）の検討
第 6 科目	メゾ実践：校内チーム体制の形成	演習 3.0時間 （2コマ）	・スクールソーシャルワーカーとの協働の実際を理解する（校内協働、メゾ実践） ・ソーシャルワークスキルが「チーム学校」を機能させることを学ぶ	1. 校内チーム体制をつくる (1) 校内協働の実際 (2) 「スクリーニング会議」と「ケース会議」 2. スクリーニング会議の実践 (1) スクリーニング会議の方法 (2) スクリーニング会議の実施に向けた準備（学校の取組） (3) スクリーニング会議の実施（当日） (4) 校内チーム会議の実施 (5) データに基づく結果から1年を通じて児童生徒の変化を確認 3. ケース会議の実践 (1) ケース会議の方法

				(2) ケース会議の実施にむけた準備（学校の取組） 【ワーク】教師としてどのようにスクールソーシャルワーカーと協働してチームビルディングしていくのか、各種会議を活用する。
第7科目	マクロ実践：地域共生社会、開発機能を活用した支援	演習 3.0時間 (2コマ)	・スクールソーシャルワーカーとともに外部機関との連携の意味や実際を理解する（校外、地域協働、マクロ実践） ・いじめ事案、緊急時・災害時などにソーシャルワークは動くのか学ぶ（マクロ実践）	1.（文科省施策）学校・家庭・地域の協働：教育委員会管轄の地域との連携事業 2.（厚労省施策）地域共生社会と学校：困難事例を検討できる福祉の事業 3.（内閣府施策）子どもの貧困対策と学校：児童生徒が活用できる地域資源との連携 4. チーム学校を機能させる連携：SSWによるマクロ実践との協働 (1) 制度・事業を活用した連携の仕組み作り (2) 開発機能を活用した実践における連携 5. 緊急事象・事案への対応（周辺地域や保護者、関係機関との連携） (1) 事象（地震・豪雨などの天災や食中毒など災害）への対応 A. 災害の環境 ①災害とは ②災害による環境の変化 ③災害によって生じる具体的な課題 B. 支援の原則と方法 ①ニーズの再アセスメント ②支援リソースの再構築 ③リソース調整の重要性 ④子どもの心のケア (2) いじめや学級崩壊への対応 【ワーク】チーム学校として児童生徒の支援課題の見立て、校内での役割分担や学校と地域（関係機関や住民福祉活動等）との連携 【ワーク】災害発生時における学校（教育相談担当教員）の対応（時間経過・状況変化に応じた活動）、他地域からの応援を受け入れた場合の対応 【ワーク】いじめや学級崩壊等の緊急対応が必要となる事例への対応と、再発防止に向けた学校体制づくり
第8科目	効果的なスクールソーシャルワークの組織計画	演習 2.0時間	・スクールソーシャルワーカーとの協働の方策を理解する	1. SSWが機能する体制の形成 (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の目標 (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の組織計画 2. 学校における組織計画 (1) 基本形 (2) 配置形式や回数による組織計画 3. 事業評価 ※以下の内容が含まれている ・学校の中で機能させる計画を考える

				機能的にスクールソーシャルワーカーと協働するために教師や教育委員会がすべきことを考える 【ワーク】 スクールソーシャルワーカー活用事業への取り組みの視点・計画（自校の児童生徒支援への活用）
第9科目	学校におけるスクールソーシャルワークへの理解の定着	演習 1.0 時間	- スクールソーシャルワークの機能やスクールソーシャルワーカーの役割を校内で説明できるようになる - 学校のどんな課題にスクールソーシャルワークをどう展開させるか計画を立てられるようになる（目標と方法、ゴール設定、そのために重要なポイントなど） - スクールソーシャルワークの方法を教員の資質向上に役立てられるようになる	1. 課題に合わせた支援展開の計画、教師への助言体制の形成 2. 学校内外の教職員、教育関係者にスクールソーシャルワークを周知する方法と実践 3. 今後につなげるための実践（後進の育成） 【ワーク】 教職員、教育委員会担当者にスクールソーシャルワークを周知する方法と実践

1－4．研修テキスト（教材）の概要

- ・構成：表3－1の通り
- ・執筆者：表3－3の通り

表3－3

執筆者	所属	執筆範囲
奥村 賢一	福岡県立大学 准教授	第3章 スクールソーシャルワークの基礎 第5章 ミクロ実践
空閑 浩人	同志社大学 教授	第1章 社会福祉・ソーシャルワーク総論
厨子 健一	奈良教育大学 准教授	第9章 学校におけるスクールソーシャルワークへの理解の定着
比嘉 昌哉	沖縄国際大学 教授	第2章 子どもを取り巻く現状・機関/制度の実際
山中 京子	コラボレーション実践研究所 所長 大阪府立大学 名誉教授	第4章 連携・協働の理論とチーム学校
山野 則子 (監修)	大阪公立大学 教授	はじめに 第4章 連携・協働の理論とチーム学校 第6章 メゾ実践 第7章 マクロ実践 第8章 効果的なスクールソーシャルワークの組織計画
山本 克彦	日本福祉大学 教授 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 災害対応部会長	第7章 マクロ実践（第5節）

- ・研修テキストは別添に収載。

2. 概要書（パンフレット）

- 概要書（パンフレット）作成の目的

本事業で開発した「福祉に関する教職員向け研修プログラム」についてより広く関心を持っていただくこと及び具体的な研修内容を知ってもらうことを目的に、概要書（パンフレット）（以下単に「概要書」という）を作成した。なお、事業計画では概要書を印刷、配布することを企画したが、文部科学省との協議の結果、データを作成するまでとした。

- 概要書の外形：A4サイズ8ページ分（A3両面2枚、2つ折り）、フルカラー

- 収載内容：表3-4のとおり。

表3-4 概要書の構成・収載内容

ページ	収載内容
表紙	・リード文「教育相談に福祉の知識を活用しませんか？」 ・研修のポイント
2ページ	・パンフレット及び事業の目的 ・スクールソーシャルワーカーとは
3ページ	・スクールソーシャルワーカーの実際の活動の例 ・調査の概要
4ページ	・調査結果
5ページ	・調査結果
6ページ	・「福祉に関する教職員向け研修」プログラム ・研修後の人材像
7ページ	・「福祉に関する教職員向け研修」プログラム ・研修後の人材像
8ページ	・研修テキスト執筆者一覧 ・運営委員一覧 ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟について

- 概要書（案）は別添に収載。

第4章 今後の課題と取り組み

1. 本事業で得られた成果

本事業の内容として、第1章で示した以下の点から成果をまとめる。

なお、計画のうち、概要書の印刷・配布については、文部科学省からの求めによって実施しなかった。

① 研修の目標や内容、教材等について検討

当初の計画通り、運営協議会内で検討を重ねることができた。本事業では、教育相談コーディネーターを始めとする教職員が、福祉分野に関する必要な知識を得て、スクールソーシャルワーカー等と協働し、ソーシャルワークの力をうまく活用できるようになるための研修とその教材の開発を目的とした。検討に際しては、スクールソーシャルワークの研究者で国、地方等での政策関与及び実践を行う者を中心に、社会福祉学・ソーシャルワーク等の有識者、及びスクールソーシャルワーカーと共に学校内で連携するスクールカウンセラー（心理学）、実装や現実可能性の観点から教育行政に関する有識者も運営協議会に参画し、総合的な検討を重ね、チーム学校に資する検討を行うことができた。

また文部科学省からも、適宜助言を得て、適切な検討を行うことができた。

② 教育相談コーディネーターの実態把握に関する量的調査の実施と分析

本調査については、文部科学省及び多くの教育委員会の協力を得て、各ブロックから抽出したエリアの小・中学校教員から回答を得た。

調査結果によれば、現在小学校・中学校において、重点配置校を中心にスクールソーシャルワーカーの配置・派遣が進められてきたこと、配置・派遣されたことによる一定の成果が出てきたことが、それぞれ調査の結果から明らかとなった。他方で、教育相談担当教員が持つスクールソーシャルワーカーに対する役割認識とスクールソーシャルワーク理論における役割については、認識のズレが生じていることも示された。

そのため、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて、まずは教育相談担当教員を始めとする小学校・中学校教員のスクールソーシャルワーカーへの役割認識を拡大・深化するための研修プログラムが必要である。具体的には、スクールソーシャルワーカーの業務範囲や専門領域について理論的に学ぶことに加え、ニーズを抱える児童生徒の事例に基づいて、どのようにスクールソーシャルワーカーと連携していけばよいのか検討するような演習での学びが必要と考える。

また、学校全体に関する活動（マクロ実践）においてスクールソーシャルワーカーを活用できている学校では顕著に不登校好転につながっていることが示されていることから、研修プログラムにおいても児童生徒や保護者に対する個別の支援だけでなく、学校運営や学校と地域との関係形成といった学校全体の活動（マクロ実践）におけるスクールソーシャルワーカーの役割や活動を学ぶことができる内容を設定していくことも必要不可欠といえる。ここでも、講義での学びだけでなく、演習形式による学びによって校内協働におけるスクールソーシャルワーカーのメゾ実践や、校外・地域協働といったマクロ実践についても学び、具体的に学校にスクールソーシャルワーカーを位置づけていくことを想定できるようになる研修プログラムが必要といえる。このような研修プログラムを介して、学校全体の方針としてスクールソーシャルワーカー活用の方向性を明確化し、各教員と共有していくこ

ともスクールソーシャルワーカー活用促進につながるものといえよう。

さらに、スクールソーシャルワーカーへの役割認識と理論的役割の一致度が高まるほど、スクールソーシャルワーカーの活用機会が広がり、その活用がさらにスクールソーシャルワークに対する理解を深めるという理解と活用の循環的關係性が生じている可能性が高いことが推察された。そのため、研修プログラムにおいても一度の説明や関わりで終わるのではなく、小さくてもよいので教員がスクールソーシャルワーカーを活用する機会を積み重ねることができるように促進し、その活用が自然とスクールソーシャルワーカーへの理解を育てる仕組みを内包するような研修を企画することも重要となる。具体的には、スクールソーシャルワークを活用するための組織計画の作成などを含めた、今後につなげるための実践を学ぶ内容が必要であることが提言された。

資料編として、量的調査の結果抜粋も収載した。

③試行研修プログラムの開発

④試行研修プログラムに必要な教材の開発

調査によって、研修において学ぶべき内容として、スクールソーシャルワーカーのプロセスや方法、児童生徒や保護者にアプローチするミクロ実践だけでなく、学校の中に会議を活用して体制を作るメゾ実践、他機関や地域との体制を作るマクロ実践の理解とこれらの協働の仕方について学ぶ必要があることがわかり、それを踏まえて研修カリキュラムを作成した。

教材の執筆に際しては、運営協議会委員のみならず、スクールソーシャルワーク実践・研究及びソーシャルワーク実践・研究に精通する者が執筆にあたった。内容は、実際の研修として進めることを念頭に、単なる解説に留まらず、事例や演習、その進め方等を収載した。

加えて、社会福祉・ソーシャルワークの専門用語等を解説する用語集のための用語選定を行うことで、教材及び研修内容の理解促進を追求し、また普段のケースカンファレンス、スクリーニング会議等でも用語理解ができるよう工夫した。

これまでに発行されたスクールソーシャルワークに関する研修やテキスト等の多くは、スクールソーシャルワーカー向け、社会福祉士・精神保健福祉士向けであるが、今回の研究により、教育相談コーディネーター・教育相談を担当する学校の教職員に向けた研修プログラム及び教材をまとめ上げることができた点も成果であると考ええる。

⑤報告書及び概要書の作成

本報告書については、事業全体の検討の過程や成果のまとめるものとして、必要な内容を収載することができた。

また、研修の目的や調査・研修の概要などをまとめた概要書を作成した。研修テキストや本件報告書は量が多いため、広く事業の主旨等を知ってもらうためには十分なツールとは言えない。本件研修の必要性や内容、その魅力等を広く伝達するため、視覚的に見やすく、分量も適切な概要書を作成することによって、今後の、スクールソーシャルワークへの理解促進及び研修受講促進に寄与できるものとする。

2. 今後の課題と取り組み

今後の課題と取り組みについては、以下の点である。

○試行研修の実施に向けた講師資料の作成及び研修プログラム、研修テキスト、概要書の見直しとブラッシュアップ、及び試行研修後の改善作業

今年度の事業として、研修プログラム及び教材（研修テキスト）、概要書を作成したが、試行研修は実施していない。また、調査結果の最終的な分析と研修テキストの執筆の時期が重ならなければ、調査分析結果をいっそう反映させることができたと考えられる。今後、試行的研修を行うことにより、実際の受講者の反応等を分析して研修テキストのブラッシュアップを図っていくことが必要である。研修に想定される内容・時間配分・方法の適切さは、実際に研修を行った上で、再度検討及び充実を図るべきと考えられる。

また、試行研修を行うにあたっては、講師が講義等を行うための資料の作成も必要である。

用語集について、今回の成果では必要な用語の一覧を示すのみであったため、説明の記載や研修テキストの確認を更に進めることで、いっそう理解のし易い研修及び教材となると考えられる。

さらに概要書については、上記の修正等を踏まえ、改善のための確認をする必要がある。

今後、試行研修が行われる際には、事前に上記の検討を進めるとともに、試行研修の結果を踏まえ、それぞれについてさらなる改善を試みるべきと考える。

○試行研修による効果測定

今回の調査結果では、小学校・中学校において教育相談を担当している教員のSSWに対する理解度にはばらつきがあることが判明している。そこで、試行研修の前後で、受講者に対してスクールソーシャルワーカーの意義・役割等がどれほど理解されたかの効果測定を行うことは、適切なプログラム・研修テキストを作成する上で重要な観点と考えられる。

○研修実施体制

本研修は、今後全国の教育相談コーディネーター、教育相談を担当する教職員に向けて実施されることが想定される。今回は、研修プログラム開発及び研修テキスト等の作成を行ったが、実際に全国で研修が行われていくには、どこの研修でもその研修内容が確保され、かつ安定・効率的に実施されるように、適切な講師の確保を含めた検討・工夫等が必要である。それらが整理されることで、より適切な実施が見込めることとなるだろう。

試行研修の開催を通じて、実施方法についてもICTやテクノロジーの活用を含めた適切な実施方法などを総合的に検討する必要性がある。

1. 調査の対象と方法

1-1 対象

1-1-1 対象地域

2024年9月2日の第2回運営協議会において、次の(1)から(4)により調査対象地域を選定した。

(1) 調査の対象地域が特定の地方に偏ることのないよう、全国の都道府県を次の5ブロックに分け、対象地域とする都道府県を選定する。

- ①北海道・東北ブロック ②関東・甲信越ブロック ③東海・北陸・近畿ブロック
④中国・四国ブロック ⑤九州・沖縄ブロック

(2) 分析に必要な有効回答数を得られる規模とする。

〔参考〕文部科学省「学校コード」(令和6年5月1日時点(確定版))に基づく全国の公立小・中学校数 27,806校

※「学校コード」は、文部科学省ウェブサイト「文部科学省 学校コード」ページから取得
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html

※「学校コード」一覧から以下の方法により抽出した学校の数

- (ア)学 校 種： 「小学校」「中学校」「義務教育学校」「中等教育学校」を抽出
(イ)設置区分： 「公立」を抽出(「国立」「私立」を除外)
(ウ)本 分 校： 「本校」「分校」を抽出(「廃校」を除外)

(3) 小規模校、大規模校の数が多い都道府県(学級数別学校数の分布の偏りがより少ない都道府県)を選定する。

※ 文部科学省「学校基本調査(令和5年度)」の「学校調査票(小学校)(中学校)」の「都道府県別学級数別学校数」をもとに検討

(4) 教育相談に係る外部専門職の配置がある学校とない学校の両方の回答が得られる可能性のある都道府県を選定する。

※ 小・中学校におけるスクールソーシャルワーカー配置状況に関する全国的な統計調査が行われていないため、文部科学省「学校保健統計調査(令和4年度/都道府県表)」の「スクールカウンセラーの配置状況」をもとに検討(スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況には関連性があると想定)

※ スクールカウンセラーの配置のない学校が一定数以上ある都道府県を選定

【選定結果】 次の20道府県を調査対象地域とした。

- 北海道・東北 --- 北海道、岩手県、宮城県、山形県
- 関東・甲信越 --- 茨城県、埼玉県、山梨県、長野県
- 東海・北陸・近畿 --- 静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県
- 中国・四国 --- 鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県
- 九州・沖縄 --- 福岡県、長崎県、熊本県、沖縄県

1-1-2 対象校

上記1-1-1により抽出した20道府県内の各市町村（政令市を除く）に所在する公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校とした。

〔参考〕文部科学省「学校コード」（令和6年5月1日時点（確定版））に基づく調査対象地域（20道府県）の対象校数 11,102校（分校を含む）

1-1-3 対象者

上記1-1-2の対象校において、校務分掌上、教育相談を担当している教職員（教育相談コーディネーター等）とした。

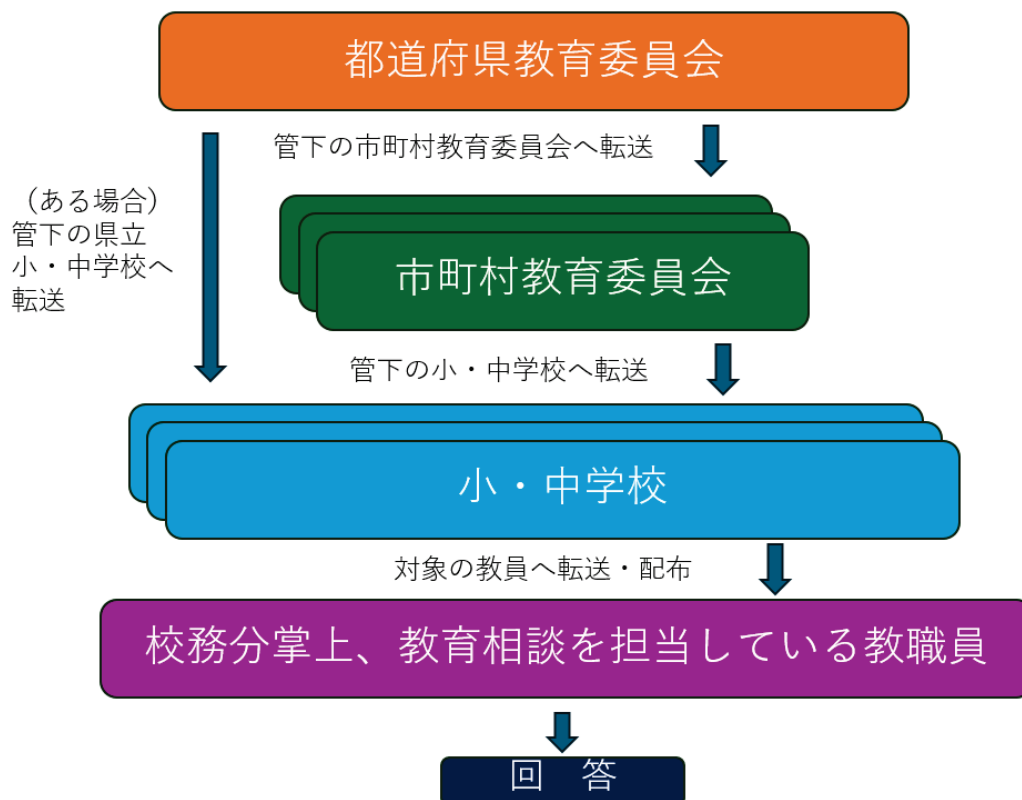
1-2 実施方法

web アンケートシステムにより作成した調査フォームのURLを記載した電子メールを文部科学省より調査対象地域である20道府県の教育委員会に送信。道府県教育委員会に対しては市町村教育委員会への回送、市町村教育委員会に対しては域内の公立小・中学校への回送を依頼、学校長に対しては教育相談担当教員による回答への協力を依頼した。

回答方法は、web 調査フォームに回答する方法を通常の方法とし、web 調査フォームからの回答が困難な場合には上記電子メールに添付して送付したExcel 調査フォームによる回答を依頼した。

調査は、無記名式とし、回答を匿名で受け付けるようweb 調査フォームの設定を行った。また、Excel 調査票による回答は専用の投稿フォームで受け付けることとし、個人や所属校を特定する情報を取得しないようにした。

【調査票の配布および回答依頼のながれ】



1-3 調査項目

【大阪公立大学との調査の合同実施について】

本調査は、本連盟と同様に本年度の文部科学省「令和6年度いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託した大阪公立大学（公立大学法人大阪）の「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究」と調査の対象および内容の一部が重複することから、回答者の負担軽減のため合同で実施することとした。

下記設問には、本調査固有の調査項目、大阪公立大学実施調査固有の調査項目および共通調査項目が含まれている。

●印…本調査固有の調査項目 ○印…大阪公立大学実施調査固有の項目 ◎印…共通調査項目

調査 種別	設問番号		調 査 内 容
	Web	Excel	
調査同意確認			
◎	1	—	調査の概要と目的、倫理的配慮の確認状況および調査協力の同意の確認
回答者が勤務している学校について			
◎	2	1	現在勤務している学校
◎	3	2	勤務校の総児童生徒数（令和5年5月1日）
◎	4	3	勤務校が所在する都道府県
◎	5	4	勤務校における令和5年度の不登校の件数 ・すべての件数 ・上記のうち令和4年度から継続している件数 ・すべての件数のうち解決・好転した件数
◎	6	5	勤務校における令和5年度の児童虐待の件数 ・すべての件数 ・通告件数（令和5年度に児童相談所、要対協、市町村などに虐待通告した件数） ・上記のうち解決・好転した件数
◎	7	6	勤務校において令和5年度に就学援助制度を利用した児童生徒の人数
◎	8	7	勤務校において令和5年度に歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数 ・歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数 ・上記のうち受診証明書の提出がなかった件数
回答者の基本的な属性について			
◎	9	8	回答者の性別
◎	10	9	回答者の年齢
◎	11	10	回答者の現在の役職
◎	12	11	回答者の勤務校における教育相談担当者としての職名 （「教育相談コーディネーター」という肩書・名称の使用の有無）

◎	13	12	回答者の 2024 年 10 月現在の教員等に関する経験年数 ・ 教員経験年数（通算） ・ 現在の学校での教員経験年数 ・ 教育相談の担当者としての経験年数（通算） ・ 現在の学校での教育相談の担当者としての経験年数
◎	14	13	教育相談に関する業務に充てている時間数が全体の勤務時間数に占める割合（回答時）
◎	15	14	今年度（2024 年度）の回答者の学級の担任状況
学校における様々な活動に関するスクールソーシャルワーカーの役割と教育相談担当者の実施状況について			
●	16	15	スクールソーシャルワーカーの本来業務についての回答者（教育相談担当者）の認識、回答者の教育相談担当者としての業務の実態
●	17		
市町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置状況について			
○	18	16	勤務校へのスクールソーシャルワーカーの配置・派遣の頻度
○	19	17	前問のスクールソーシャルワーカーの派遣・配置頻度の十分度（勤務校をより良くしたり課題を解決したりしていく上で十分か）
○	20	18	勤務校へのスクールソーシャルワーカーの配置・派遣のタイミング
○	21	19	勤務校がある市町村におけるスクールソーシャルワーカーの雇用形態
●	22	20	勤務校における各活動におけるスクールソーシャルワーカーの活用状況
●	23		
現在の校内体制について			
○	24	21	勤務校における各会議の開催頻度、教育相談を担当する教員（回答者）・スクールソーシャルワーカーの参加状況 ・ スクリーニング会議 ・ チーム会議 ・ ケース会議
○	25	22	各会議にスクールソーシャルワーカーが参加していない場合の理由
その他			
◎	26	23	学校における教育相談に関する業務やスクールソーシャルワーカーとの連携などに関する意見

※本章1－5「調査結果」の設問番号(Q)は、上表の設問番号(Excel)と一致する

1－4 調査期間・回答数

〔調査期間〕 2024年10月3日*¹～2024年11月18日*²

*¹ 文部科学省から調査対象地域である道府県教育委員会に調査協力依頼のメールを送信した日

*² 調査依頼文書上の回答期日は11月13日。回答状況を踏まえ延長した

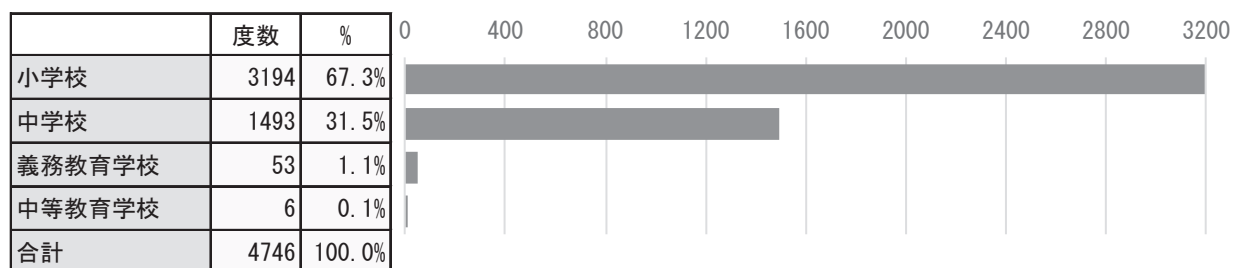
〔回答数〕 4,950件

〔有効回答〕 4,772件

1-5 調査結果（設問別集計結果）

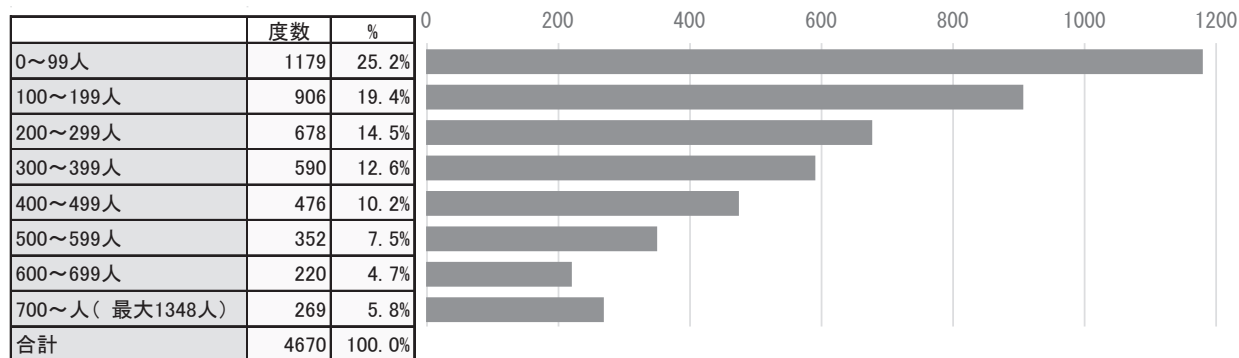
Q.1 現在勤務している学校の種別（N=4,772）

回答者が現在勤務している学校の種別について、最も回答が多かったのは、「小学校」で3194件（67.3%）、次いで「中学校」の1493件（31.5%）であった。



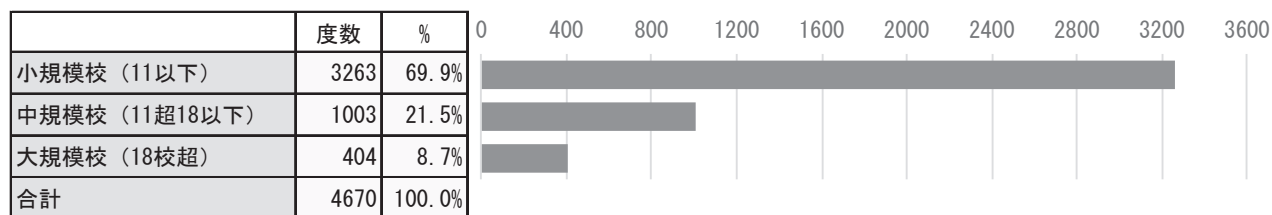
Q.2 勤務校の総児童生徒数（令和5年4月1日）（N=4,670）

回答者が現在勤務している学校の総児童生徒数は、「0～99人」が最も多く1179件（25.2%）、次いで「100～199人」が906件（19.4%）であった。なお、平均の児童生徒数は286.4人であった。



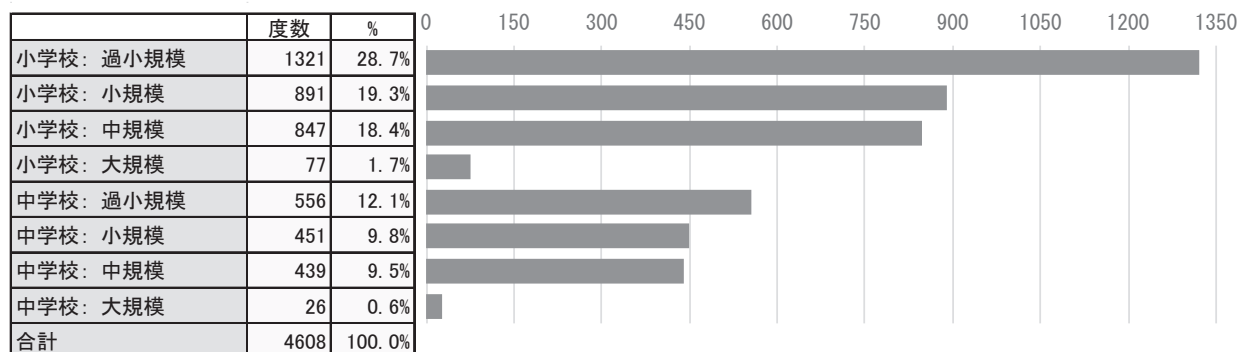
Q.2（別集計①）勤務校の総児童生徒数に基づく学校規模（令和5年4月1日）（N=4,670）

総児童生徒数をもとに、学校規模を「小規模校（11学級以下）」「中規模校（11超-18学級以下）」「大規模校（18学級超）」に分類した結果、「小規模校（11学級以下）」が回答の約7割を占めていた。



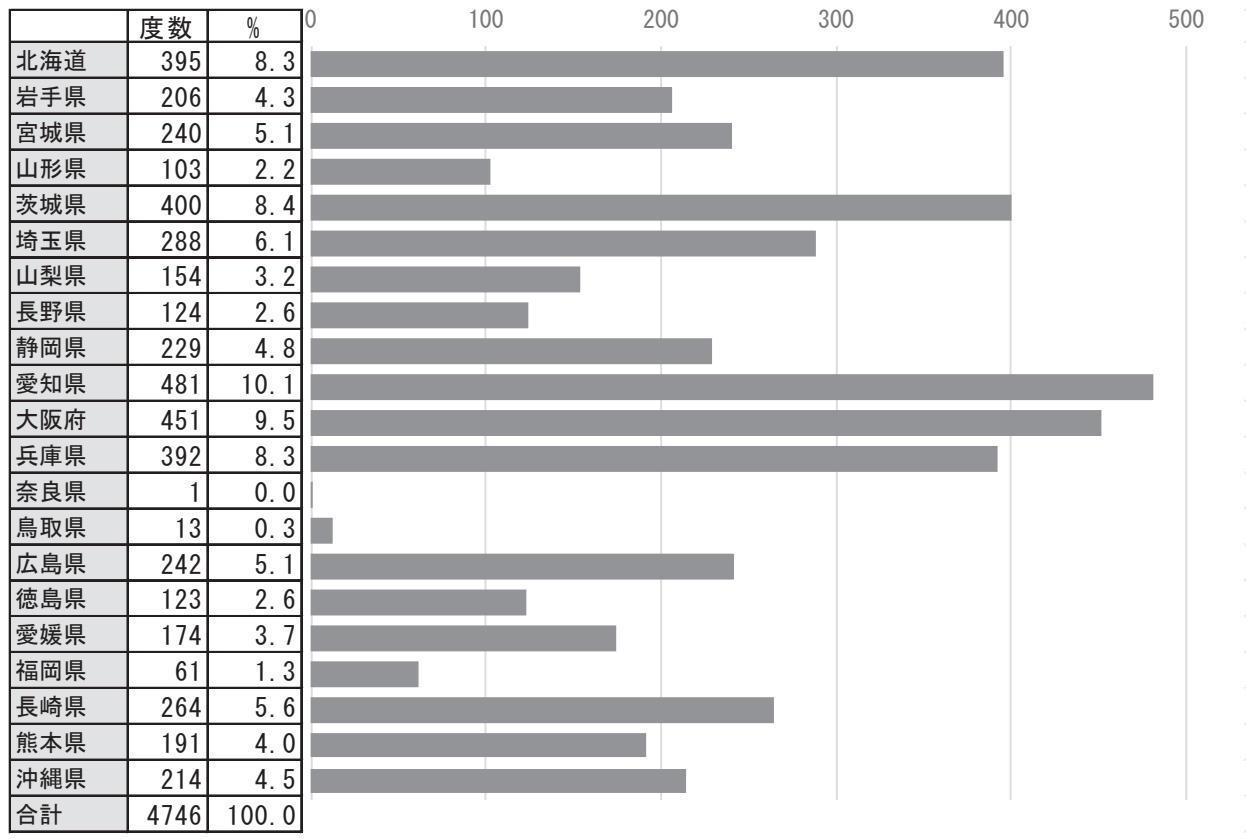
Q.2（別集計②）小学校・中学校別の学校規模（令和5年4月1日）（N=4,608）

小学校と中学校別に学校規模について4つに分類（「過小規模校（5学級以下）」を追加）して分析した結果、小学校、中学校ともに「過小規模」が最も多くなっていた。



Q.3 勤務校が所在する都道府県（N=4,746）

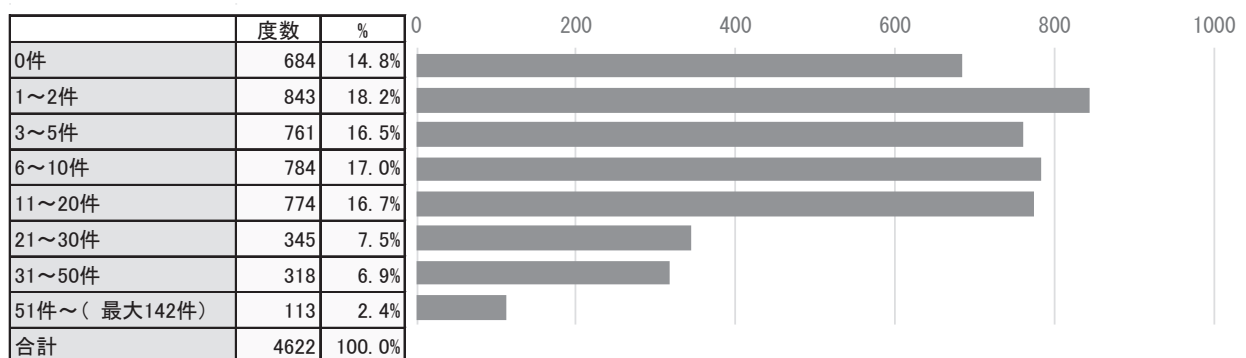
回答者の勤務校が所在する都道府県について、最も回答が多かったのは、「愛知県」で 481 件（10.1%）、次いで「大阪府」で 451 件（9.5%）、「茨城県」で 400 件（8.4%）、「北海道」で 395 件（8.3%）であった。なお、配布していない「奈良県」の回答が 1 件あったが、回答時の選択ミスと考えられる。



Q.4-1 不登校の件数（令和5年度：すべての件数）（N=4,622）

各勤務校における令和5年度の不登校件数について、最も回答が多かったのは、「1～2件」で 843 件（18.0%）、次いで「6～10件」で 784 件（17.0%）、「11～20件」で 774 件（16.7%）であった。平均の件数は 11.1 件である。

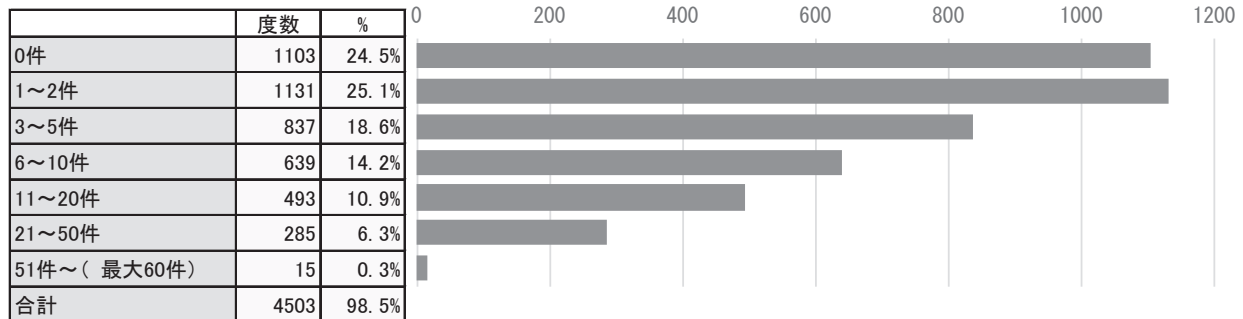
なお、本質問項目の回答結果に関しては、回答者によって実人数と月報合計人数（延べ人数）が混在している可能性が非常に高くなってしまっており、この点は本調査結果における課題といえる。



Q. 4-2 不登校の件数（すべての件数のうち令和4年度から継続している件数（N=4,503））

上記不登校の件数のうち、前年度から継続している件数では、「1～2」件がもっとも多く1,131件（25.1%）、次いで「0件」が1,103件（24.5%）となっていた。

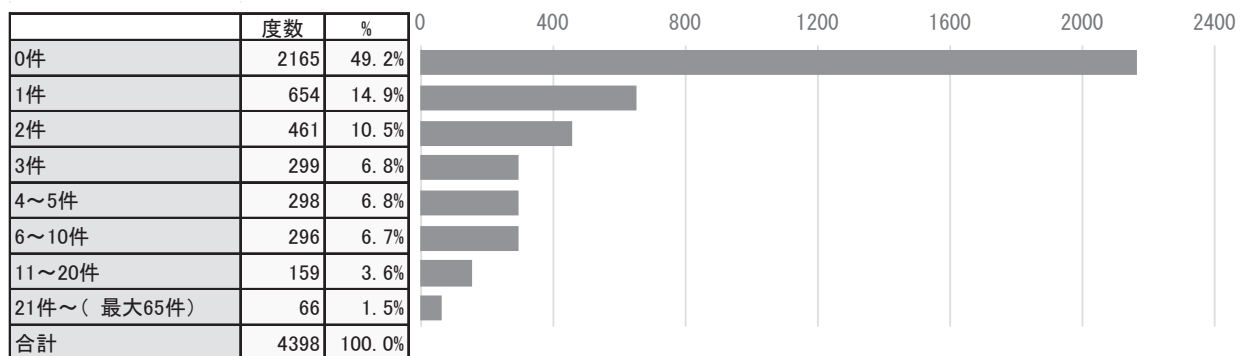
なお、本件数についてQ4-1よりも多い人数が回答されていたデータについては、理論矛盾として欠損値として扱った。



Q. 4-3 不登校のうち解決・好転した件数（N=4398）

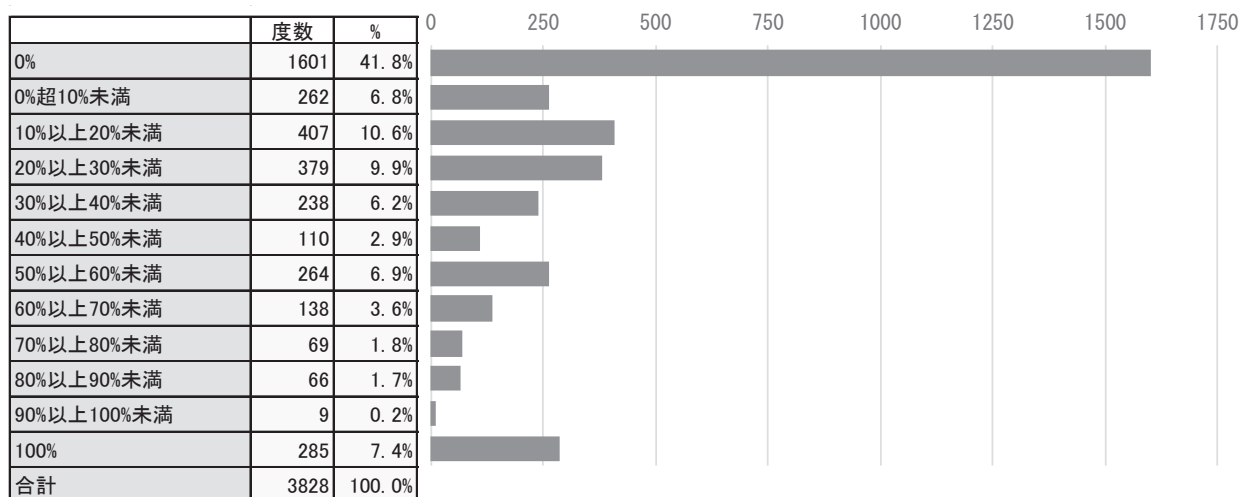
不登校件数が0件という学校も多かったことから、「解決・好転した件数」についても「0件」が2,165件（49.2%）と最も多かった。次いで、「1件」の654件（14.9%）、「2件」の461件（10.6%）と続いた。

本質問項目においてもQ4-2と同様にQ4-1を超える数値の回答は理論矛盾のため欠損値とした。



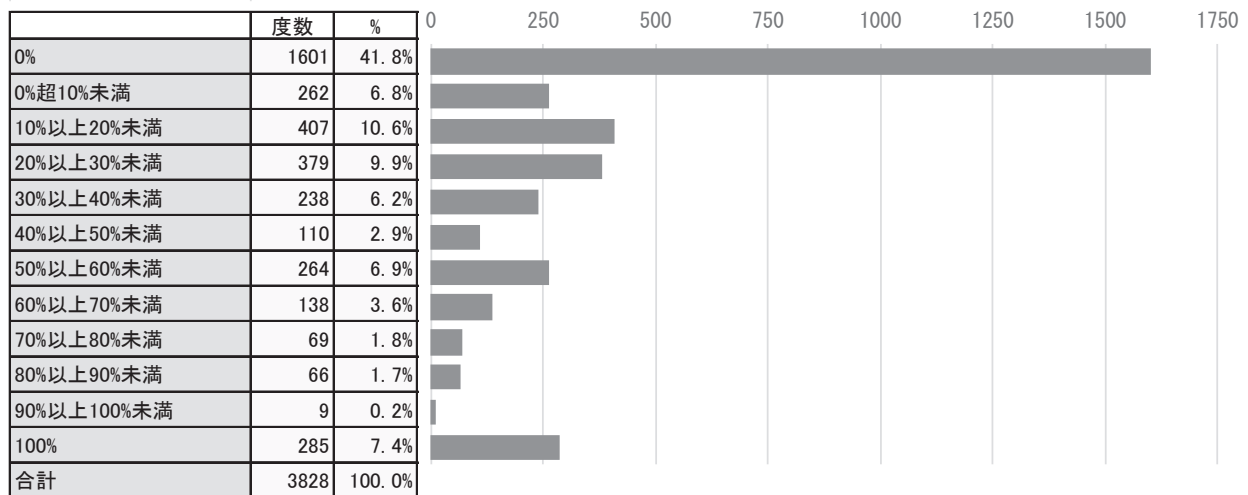
Q. 4 不登校件数の割合（Q4-1/Q2）（N=4,572件）

総児童生徒数に占める不登校件数の割合を算出したところ、「1%以上2%未満」が最も多く799件（17.5%）であった。次いで「0%」が681件（14.9%）であった。



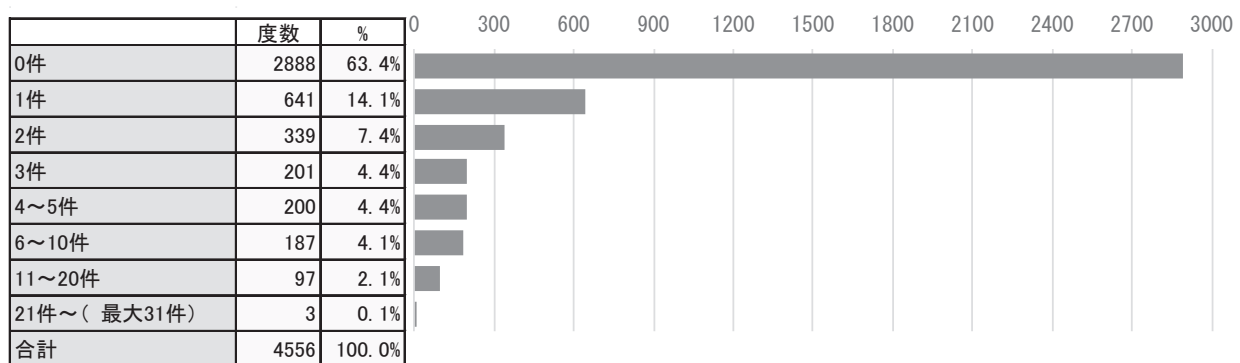
Q.4 不登校の解決・好転率（Q4-3／Q4-1）（N=3,828）

すべての不登校の件数（Q.4-1）に占める解決・好転した不登校件数（Q.4-3）の割合を算出したところ、「0%」がもっとも多く、1,601件（41.8%）であった。他方で、「100%」という学校も285件（7.4%）と一定数以上確認された。



Q.5-1 児童虐待の件数（すべての件数：令和5年度）（N=4,556）

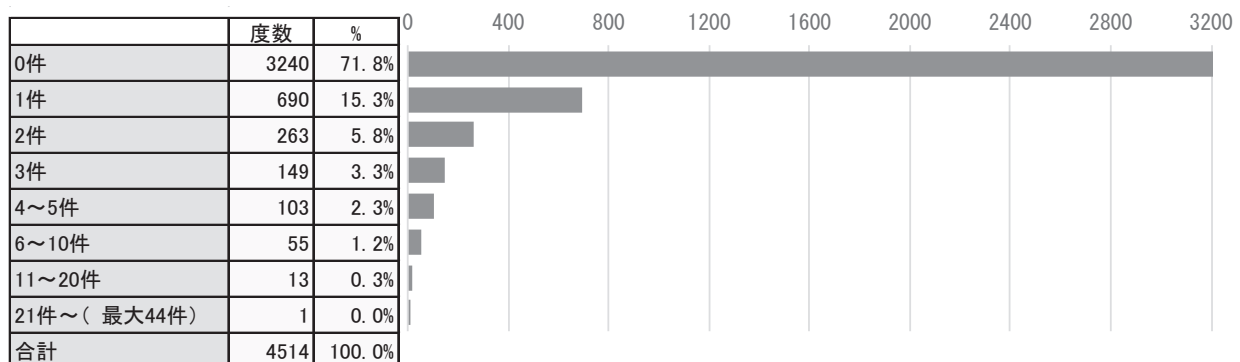
令和5年度に学校が把握した児童虐待件数について、最も回答が多かったのは、「0件」で2,888件（63.4%）、次いで「1件」で641件（14.1%）、「2件」で339件（7.4%）であった。なお、平均の件数は1.6件であった。



Q.5-2 児童虐待のうち通告した件数（令和5年度）（N=4,514）

令和5年度に児童相談所、要対協、市町村などに虐待通告した件数で最も多かったのは「0件」の3,240件（71.8%）であり、次いで「1件」が690件（15.3%）であった。

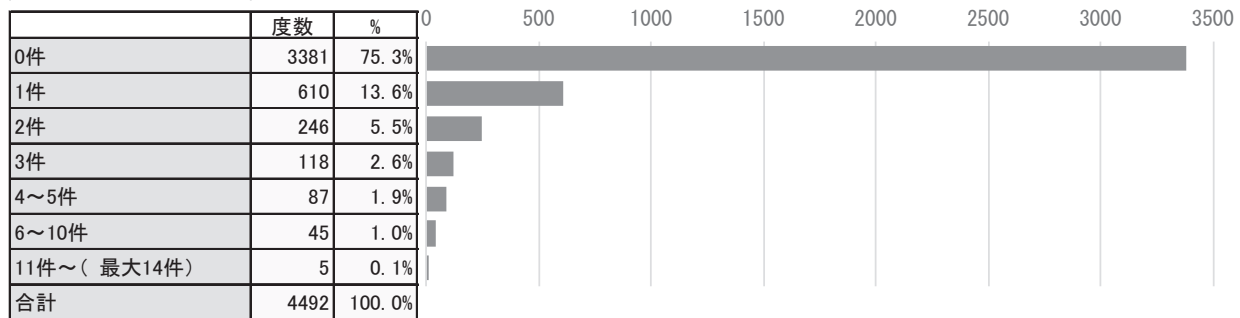
なお、本件数についてQ5-1よりも多い人数が回答されていたデータについては、理論矛盾として欠損値として扱った。



Q. 5-3 児童虐待のうち解決・好転した件数 (N=4, 492)

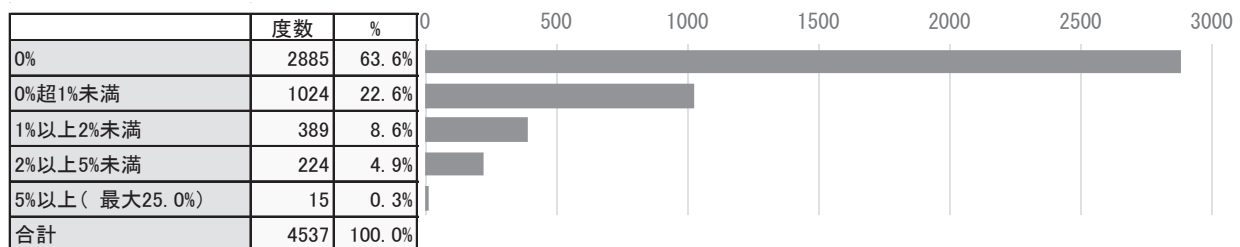
「解決・好転した件数」について最も多かったものは「0件」の3381件(75.3%)であり、次いで、「1件」の610件(13.6%)であった。

本質問項目においてもQ5-2と同様にQ5-1を超える数値の回答は理論矛盾のため欠損値とした。



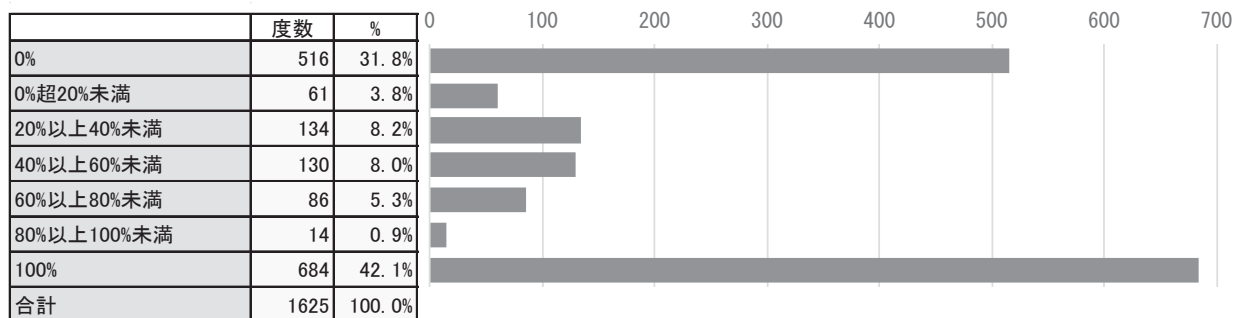
Q. 5 児童虐待件数の割合 (Q5-1/Q2) (N=4, 537 件)

総児童生徒数に占める不登校件数の割合を算出したところ、「0%」が2,885件(63.6%)であった。次いで「0%超1%未満」が最も多く1,024件(22.6%)であった。



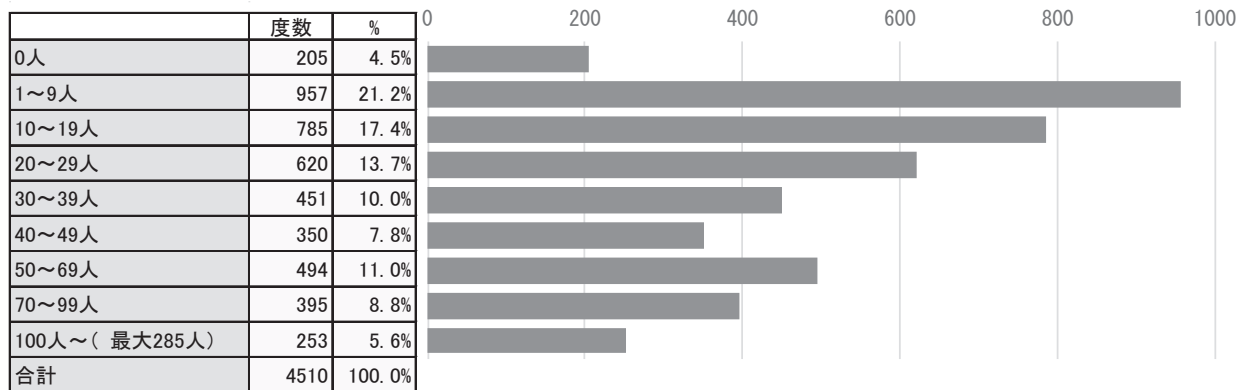
Q. 5 児童虐待の解決・好転率 (Q5-3/Q5-1) (N=1, 625)

すべての虐待件数(Q. 5-1)に占める解決・好転した虐待件数(Q. 5-3)の割合を算出したところ、「100%」がもっとも多く684件(42.1%)であった。他方で、「0%」という学校も516件(31.8%)と一定数以上確認された。



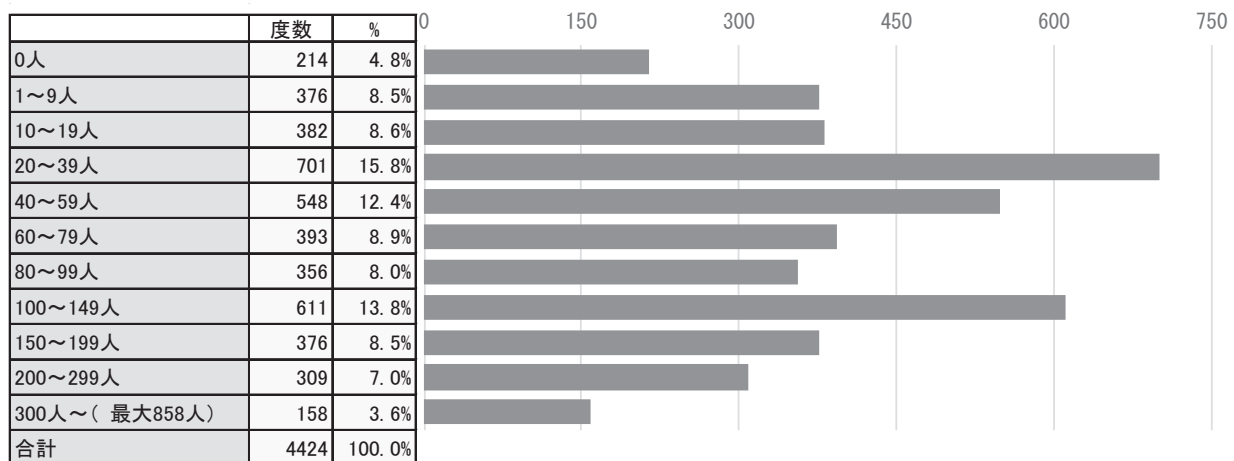
Q. 6 就学援助制度を利用した児童生徒の人数（令和 5 年度）（N=4, 510）

令和 5 年度に就学援助制度を利用した児童生徒の人数について、最も回答が多かったのは「1～9 人」で 957 件（21.2%）、次いで「10～19 人」で 785 件（17.4%）であった。なお、平均の人数は 35.4 人であった。



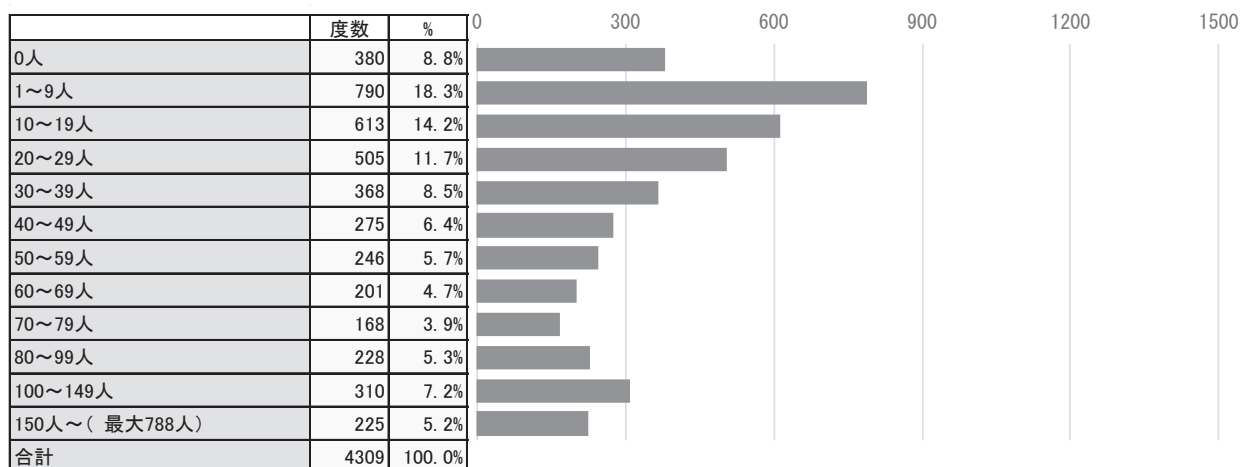
Q. 7-1 歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数（令和 5 年度）（N=4, 424）

令和 5 年度に学校が歯科受診勧告書を発出した人数について、最も回答が多かったのは、「20～39 人」で 701 件（15.8%）、次いで「100～149 人」で 611 件（13.8%）、「40～59 人」で 548 件（12.4%）であった。なお、平均の人数は 88.1 人であった。（全児童生徒数と同数の回答有り）



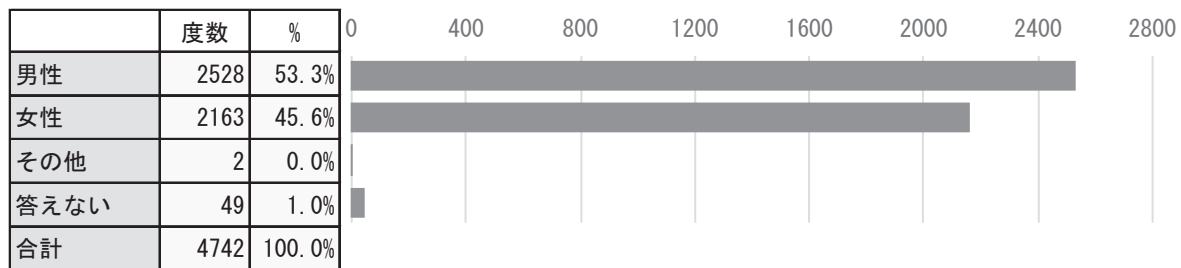
Q. 7-2 歯科受診勧告書を発出した児童生徒のうち受診証明書の提出がなかった人数（N=4, 309）

「1～9 人」が最も多く 790 件（18.3%）、次いで「10～19 人」が 613 件（14.2%）であった。なお、「0 人」の回答では「提出を求めている」とするコメントの記載も確認されている。



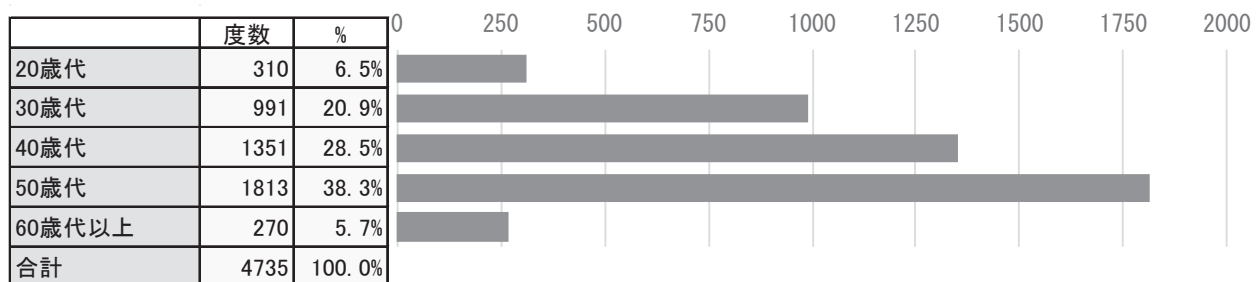
Q. 8 回答者の性別 (N=4, 742)

回答者の性別では、「男性」が 2, 528 件 (53. 3%)、「女性」が 2, 163 件 (45. 6%) であった。



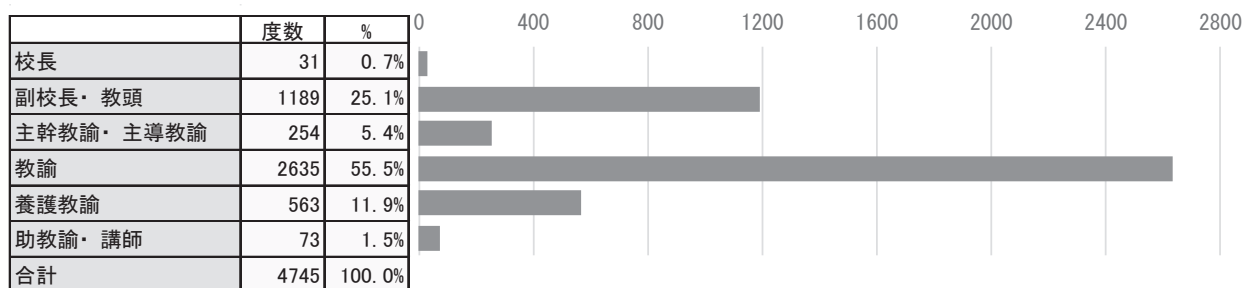
Q. 9 回答者の年齢 (N=4, 735)

回答者の年齢について、「50 歳代」が最も多く 1, 813 件 (38. 3%) であり、次いで「40 歳代」が 1, 351 件 (28. 5%) であった。



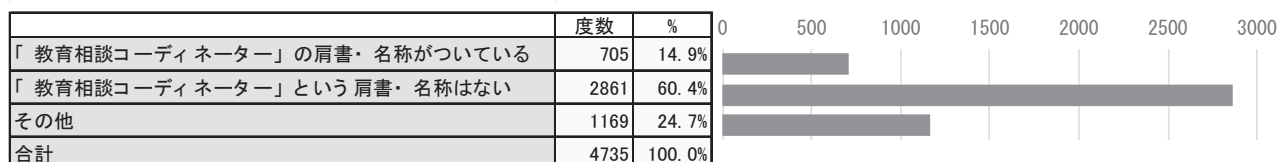
Q. 10 回答者の現在の役職 (N=4, 745)

回答者の回答時点での役職は「教諭」が最も多く 2, 635 件 (55. 5%) であり、次いで「副校長・教頭」が 1, 189 件 (25. 1%) であった。



Q. 11 回答者の勤務校における教育相談コーディネーターの肩書の有無 (N=4, 735)

回答者の勤務校における教育相談コーディネーターの肩書の有無については、「『教育相談コーディネーター』という肩書・名称はない」とする回答が 2, 861 件 (60. 4%) と最も多かった。

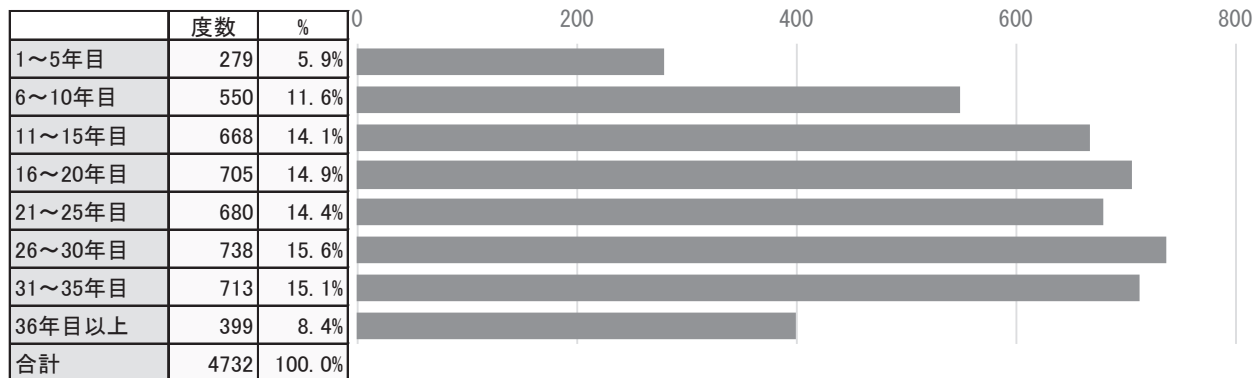


Q. 11 回答者の勤務校における教育相談を担当する教員としての肩書（その他）（複数回答有）

回答者の勤務校における教育相談を担当する教員としての肩書について、「教育相談コーディネーター」以外の名称を自由記述形式にて収集した結果、「特別支援（教育）コーディネーター」が 216 件と最も多く、次いで「生徒指導主事（211 件）」、「教育相談担当（146 件）」、「教育相談主任（70 件）」、「生徒指導主任（46 件）」などが多くっており、多様な名称がついていた。

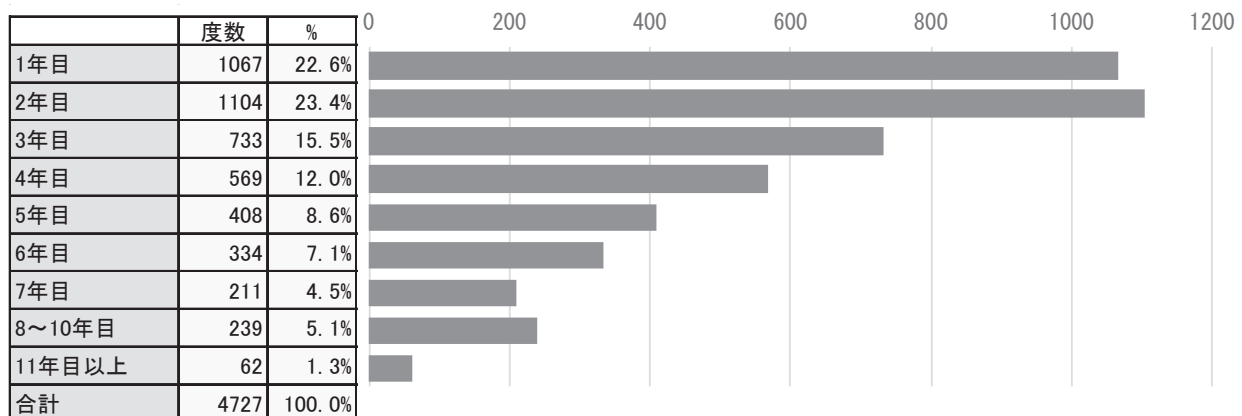
Q. 12-1 回答者の教員経験年数（通算）（N=4,732）

回答者の教員としての通算経験年数では、「26～30 年目」が最も多く 738 件（15.6%）だった。平均は 21.4 年目となっており、「11～15 年目」から「31～35 年目」まで幅広い年代で近い回答者数だったが、「1～5 年目」という経験年数が浅い教員、「36 年目以上」というとても長い経験を積まれた教員も教育相談を担当していることがわかった。



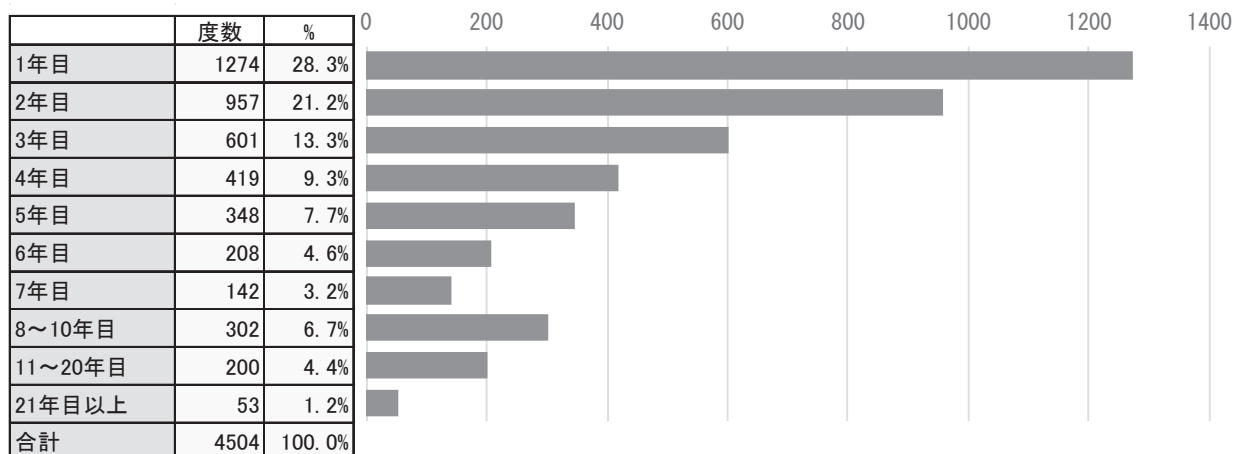
Q. 12-2 回答者の現在の勤務校での教員経験年数（N=4,727）

回答者の現在の勤務校における教員経験年数では、「2 年目」が最も多く 1,104 件（23.4%）、次いで「1 年目」が 1,067 件（22.6%）となっており、「1 年目」と「2 年目」を合わせて約 5 割近い回答となった。



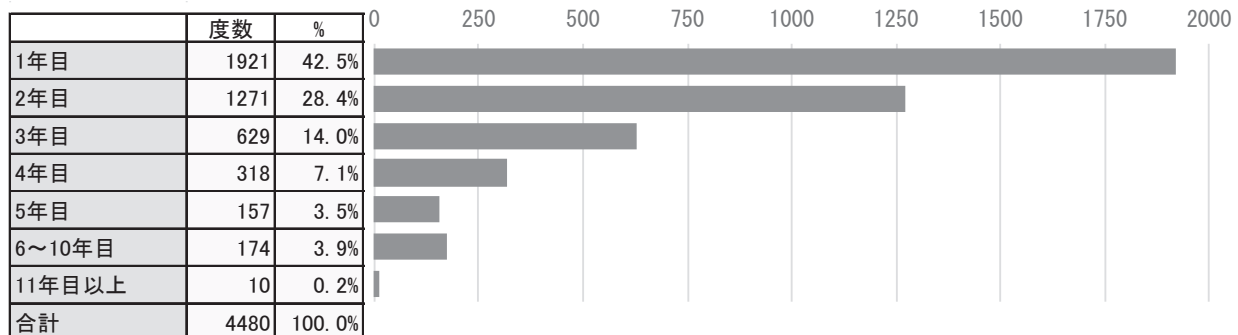
Q. 12-3 回答者の教育相談の担当者としての経験年数（通算）（N=4,504）

回答者の教育相談の担当者としての通算経験年数では、「1 年目」が 1,274 件（28.3%）と最も多く、次いで「2 年目」が 957 件（21.2%）、「3 年目」が 601 件（13.3%）となっていた。



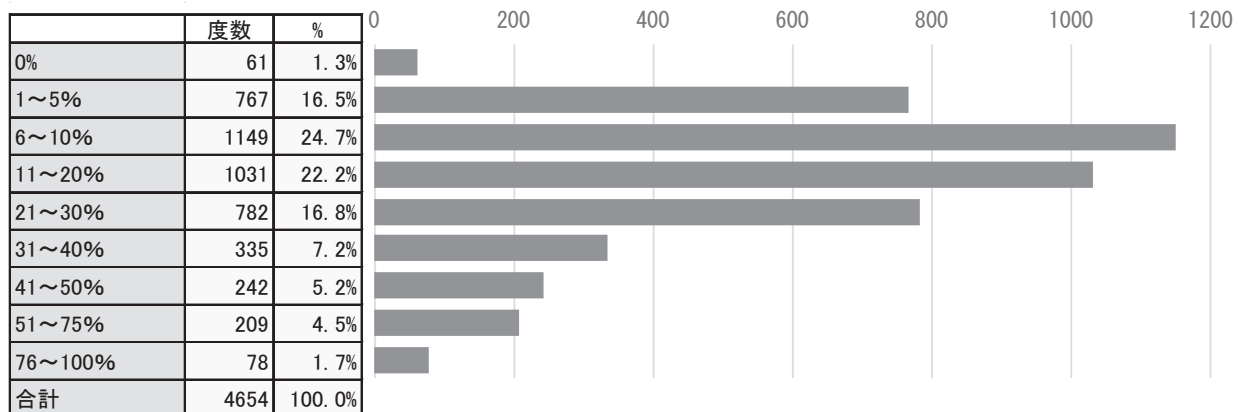
Q. 12-4 回答者の現在の勤務校における教育相談の担当者としての経験年数 (N=4, 480)

回答者の現在の勤務校における教育相談の担当者としての経験年数では、やはり「1年目」が最も多く、1,921件(42.5%)となっており、「2年目」の1,271件(28.4%)と合わせると約7割に達していた。1つの勤務校で長年教育相談を担当している教員もいたが、多くの教員が各勤務校において教育相談を長年にわたって担当しているわけではないことが明らかとなった。



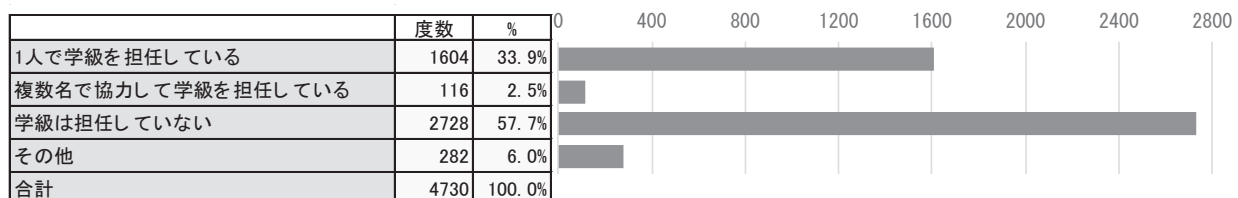
Q. 13 回答者の教育相談に関する業務の時間数が全体の業務時間数に占める割合 (N=4, 654)

回答者が教育相談に関する業務に充てている時間数が全体の業務時間数に占める割合では、「6～10%」が1,149件(24.7%)と最も多く、次いで「11～20%」が1,031件(22.2%)となっていた。1%～30%が全回答者の約8割を占めており、平均は21.5%だった。



Q. 14 回答者の学級の担任状況 (令和6年度) (N=4, 730)

回答者の令和6年度における学級の担任状況では「学級は担任していない」が2,728件(57.7%)と最も多く、次いで「1人で学級を担任している」の1,604件(33.9%)となっていた。Q. 11の肩書の回答でもあった通り、特別支援教育のコーディネーターを担当している教員や主任級の教員が多くなっており、学級担任を持たない教員が教育相談を担当しているケースが多いことが示された。

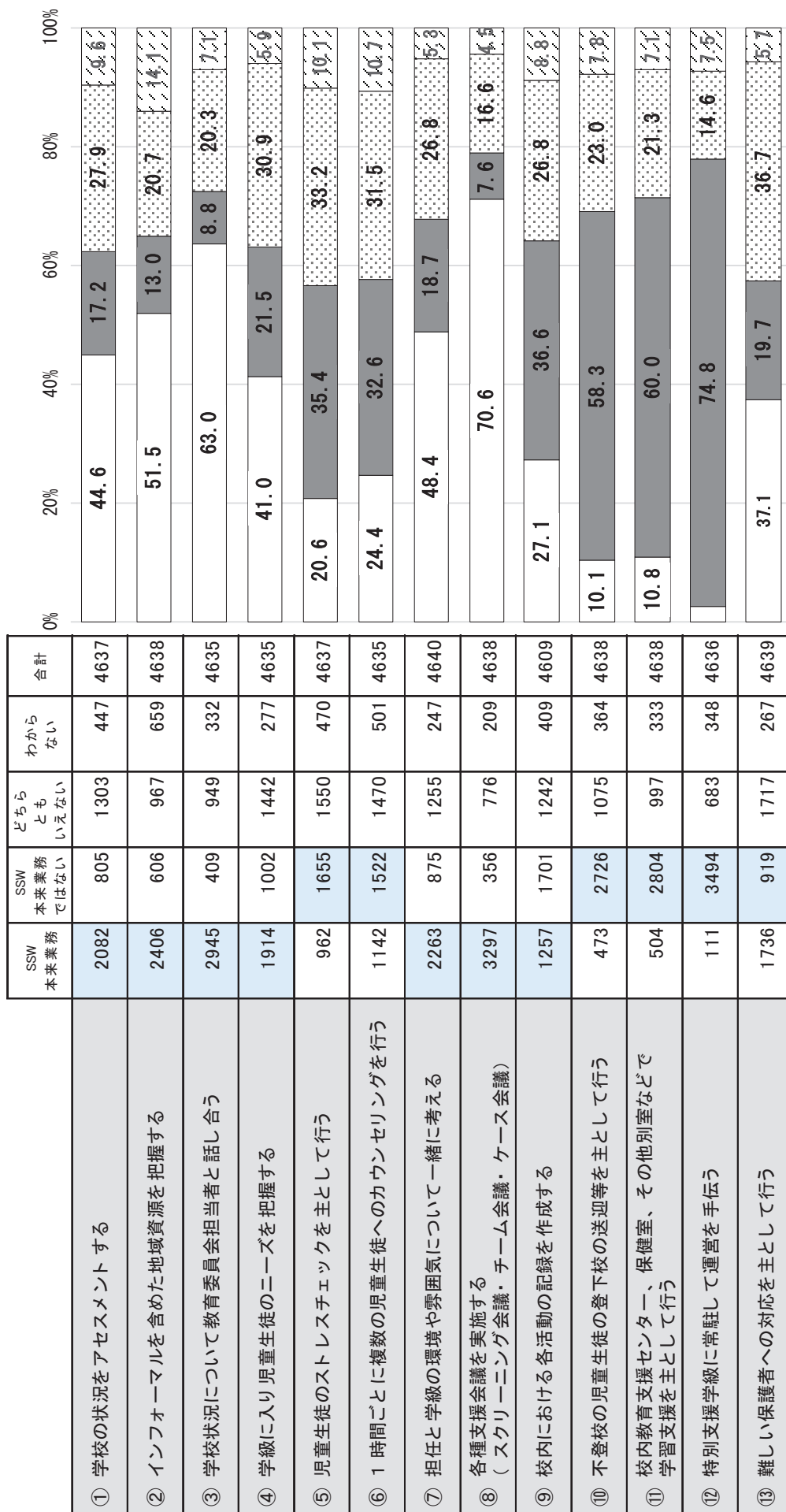


Q. 14 回答者の学級の担任状況のその他の回答 (複数回答有)

回答者の学級の担任状況のうち、その他の回答では「通級指導教室担当」をはじめとする通級指導を担当する回答が最も多く68件となっていた。次いで「特別支援学級」の担任が43件、「養護教諭」が36件となっており、「教頭」などの管理職も18件あった。

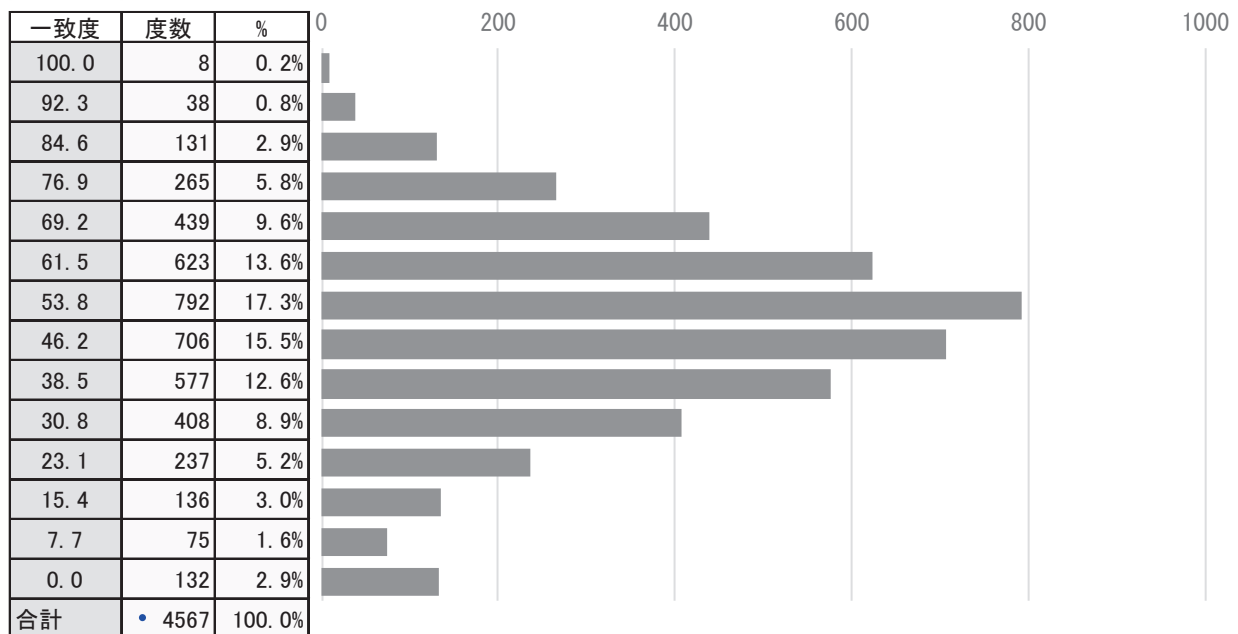
Q.15-1 回答者のスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識（回答数は項目ごとに異なる）

スクールソーシャルワーカーの役割に対する認識として、さまざまな場面における業務等がスクールソーシャルワーカーの「本来業務である」かどうかをたずねた結果、「⑧各種支援会議を実施する」において「本来業務」という認識がもっとも高く3,297件（70.6%）となっており、「⑫特別支援学級に常駐して運営を手伝う」では「本来業務ではない」という認識がもっとも多く3,494件（74.8%）となっていた。



Q. 15-1（分析結果） 回答者のスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識と理論との一致度

回答者のスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識と、スクールソーシャルワーク理論に基づくスクールソーシャルワーカーの役割との一致度を求めたところ（Q. 15 の①～⑬の網掛け回答を一致として算出）、一致度の平均値は48.6%であった。もっとも多かったのは「53.8%」で792件（17.3%）、次いで「46.2%」が706件（15.5%）、「61.5%」が623件（13.6%）となった。



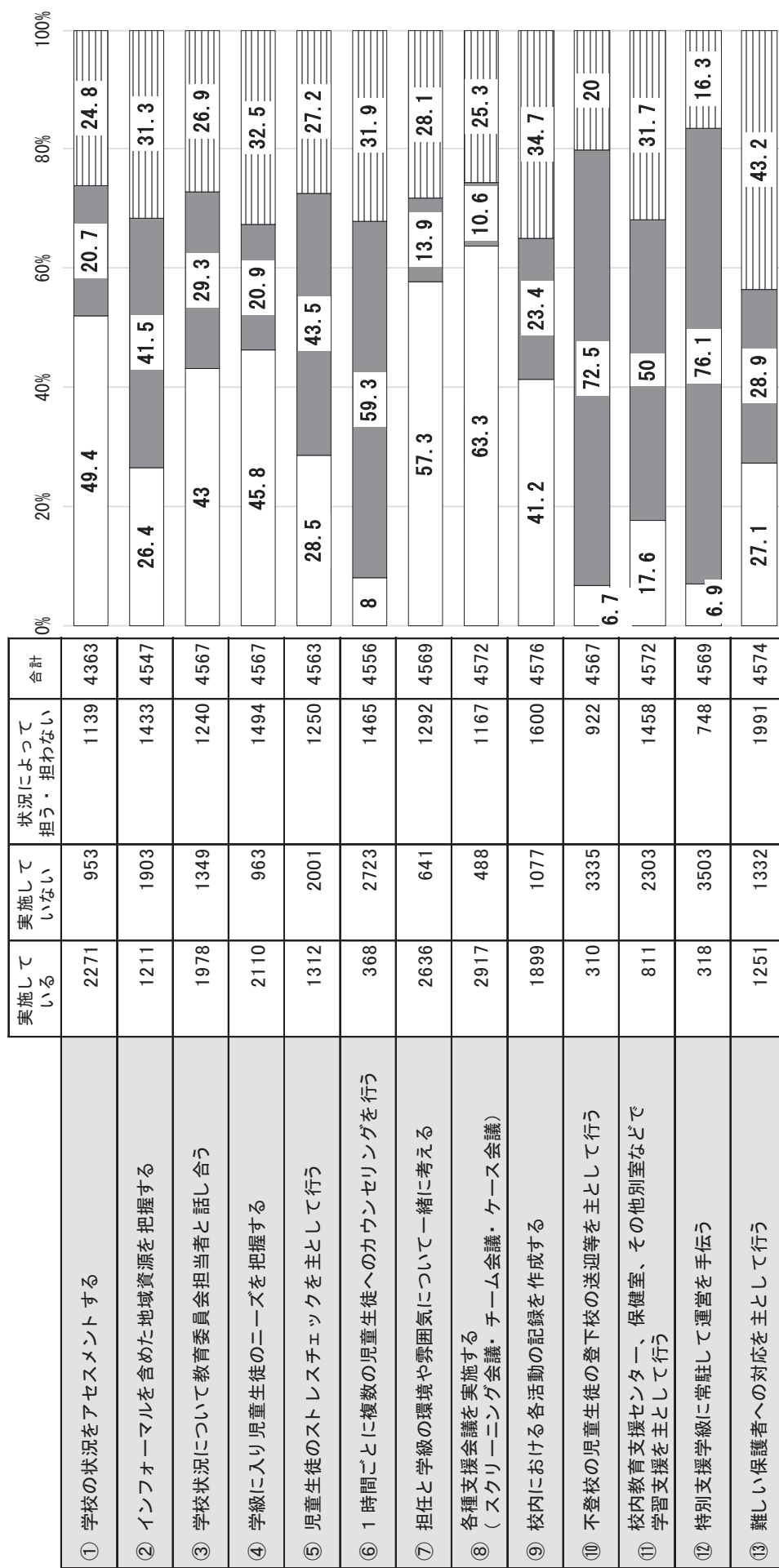
なお、スクールソーシャルワーク理論^{※1, 2}では、Q. 15 の項目のうち「①学校をアセスメントする」「②インフォーマルを含めた地域資源を把握する」「③学校状況について教育委員会担当者と話し合う」「④学級に入り児童生徒のニーズを把握する」「⑦担任と学級の環境や雰囲気について一緒に考える」「⑧各種支援会議を実施する（スクリーニング会議・チーム会議・ケース会議）」「⑨校内における各活動の記録を作成する」をスクールソーシャルワーカーの本来業務として位置づけることができる。

※1 山野則子『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク 現場で使える教育行政と協働プログラム』明石書店、2015年

※2 横井葉子、酒井滋子、厨子健一、木崎恵理子、山野則子「スクールソーシャルワークの効果的援助要素に関する全国実態―ケース会議における実践に焦点化して―」『学校ソーシャルワーク研究』8巻、P. 68-80、2013年

Q.15-2 教育相談を担当する教員の各業務の実施状況（回答数は項目ごとに異なる）

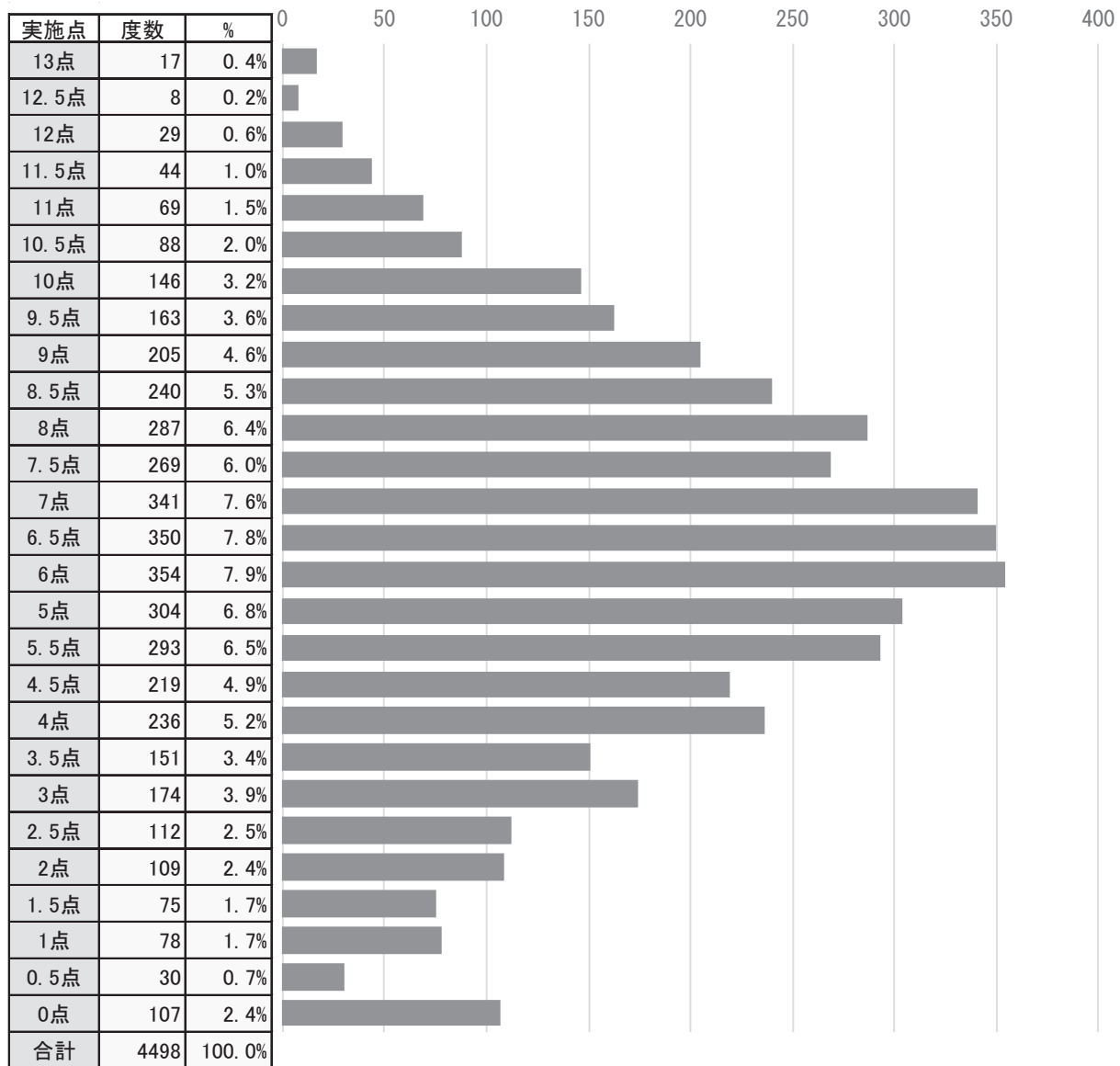
さまざまな場面の業務等における教育相談を担当する教員（回答者）の実施状況では、「⑧各種支援会議を実施する」において「実施している」が2,917件（63.3%）と最も多く、次いで「⑦担任と学級の環境や雰囲気について一緒に考える」が2,636件（57.3%）、「①学校の状況をアセスメントする」が2,271件（49.4%）となっていた。



Q. 15-2（分析結果） 教育相談を担当する教員の各業務の実施状況の得点（N=4,498）

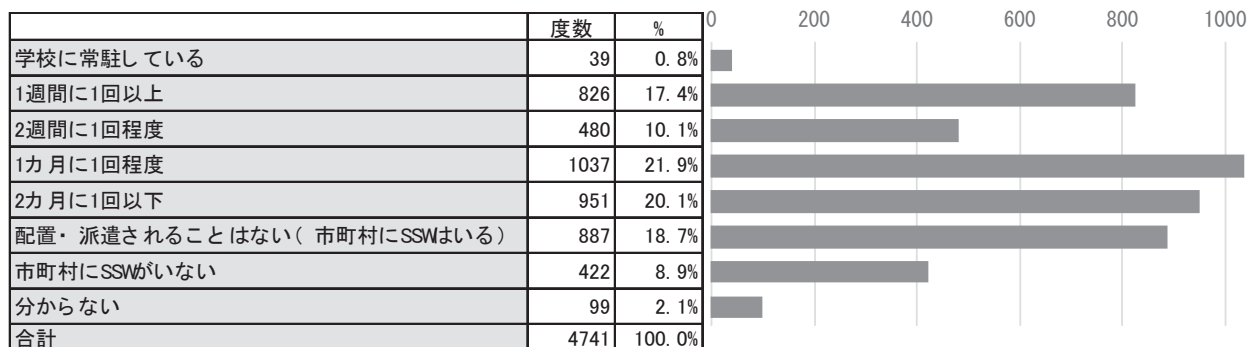
さまざまな場面の業務等における教育相談を担当する教員（回答者）の実施状況について、「実施している」を1点、「状況によって担ったり担わなかったりする」を0.5点、「実施していない」を0点として便宜的に数値を割り当て、合計を算出した結果、以下のような分布となった。

平均は6.2点となり、回答者は平均的にこれらの業務の半分程度は実施している状況にあることが示された。



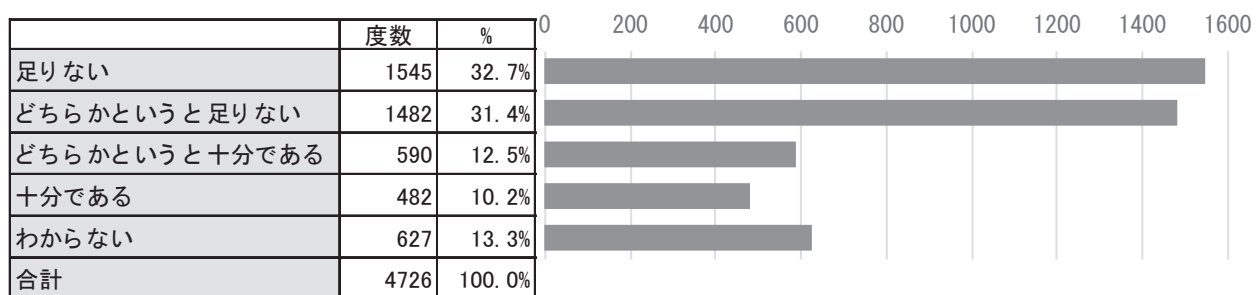
Q. 16 勤務校におけるスクールソーシャルワーカーの配置・派遣状況（N=4,741）

回答者の勤務校におけるスクールソーシャルワーカーの派遣・配置状況では、「1カ月に1回程度」が最も多く1,037件（21.9%）、次いで「2カ月に1回以下」が951件（20.1%）、「配置・派遣されることはない（市町村にSSWはいる）」が887件（18.7%）となっていた。



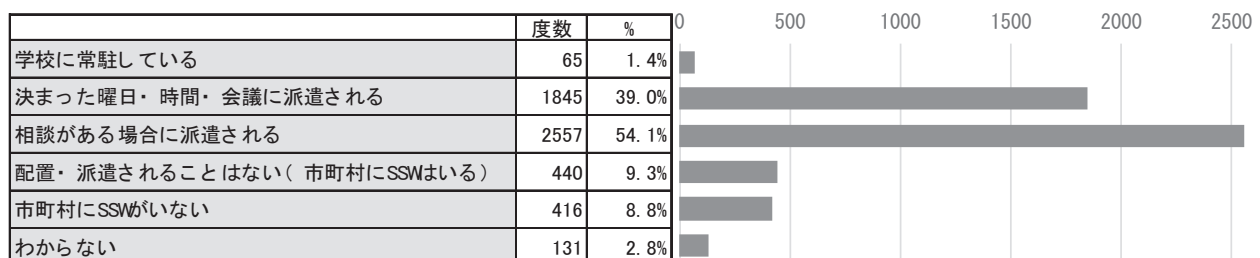
Q. 17 スクールソーシャルワーカーの派遣・配置頻度の十分さ（N=4,726）

回答者の勤務校におけるスクールソーシャルワーカーの派遣・配置頻度（上記 Q. 16）の十分さとしては、「足りない」が1,545件（32.7%）と最も多く、次の「どちらかという足りない」の1,482件（31.4%）と合わせると6割以上が足りないという回答だった。



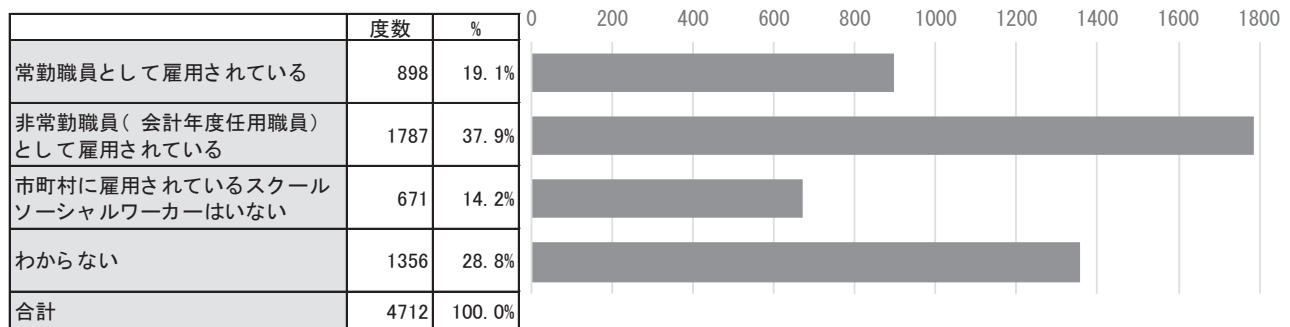
Q. 18 スクールソーシャルワーカーの配置・派遣のタイミング（N=4,726）（複数回答）

回答者の勤務校にスクールソーシャルワーカーが配置・派遣されるタイミングについては、「相談がある場合に派遣される」が最も多く2,557件（54.1%）となっており、次いで「決まった曜日・時間・会議に派遣される」が1,845件（39.0%）となっていた。



Q. 19 市町村におけるスクールソーシャルワーカーの雇用形態（N=4,712）

勤務校が所在する市町村におけるスクールソーシャルワーカーの雇用形態では、「非常勤職員（会計年度任用職員）として雇用されている」が最も多く 1,787 件（37.9%）であり、次いで「分からない」が 1,356 件（28.8%）と多くなっていた。

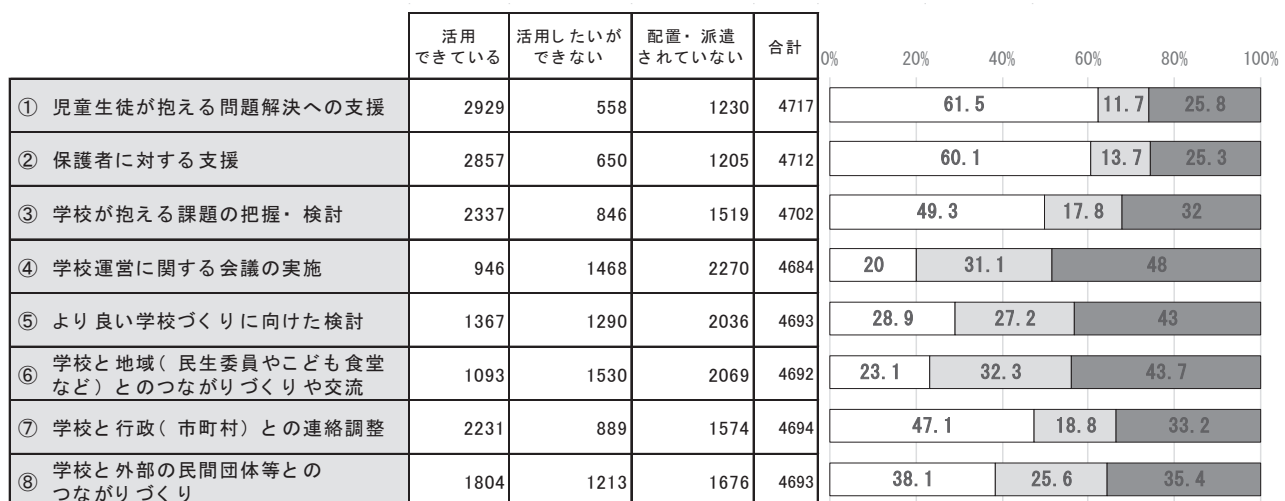


Q. 20 勤務校の各活動におけるスクールソーシャルワーカーの活用状況

勤務校におけるさまざまな活動場面でのスクールソーシャルワーカーの活用状況について、「活用できている」「活用したいができない」「配置・派遣されていない」で回答を求めた。

「活用できている」の回答が最も多かったのは「①児童生徒が抱える問題解決への支援」の 2,929 件（61.5%）であり、次いで「②保護者に対する支援」が 2,857 件（60.1%）、「③学校が抱える課題の把握・検討」が 2,337 件（49.3%）、「⑦学校と行政（市町村）との連絡調整」の 2,231 件（47.1%）と多くなっていた。

「活用したいができない」では「⑥学校と地域（民生委員やこども食堂など）とのつながりづくりや交流」の 1,530 件（32.3%）が最も多く、僅差で「④学校運営に関する会議の実施」の 1,458 件（31.1%）が続いた。

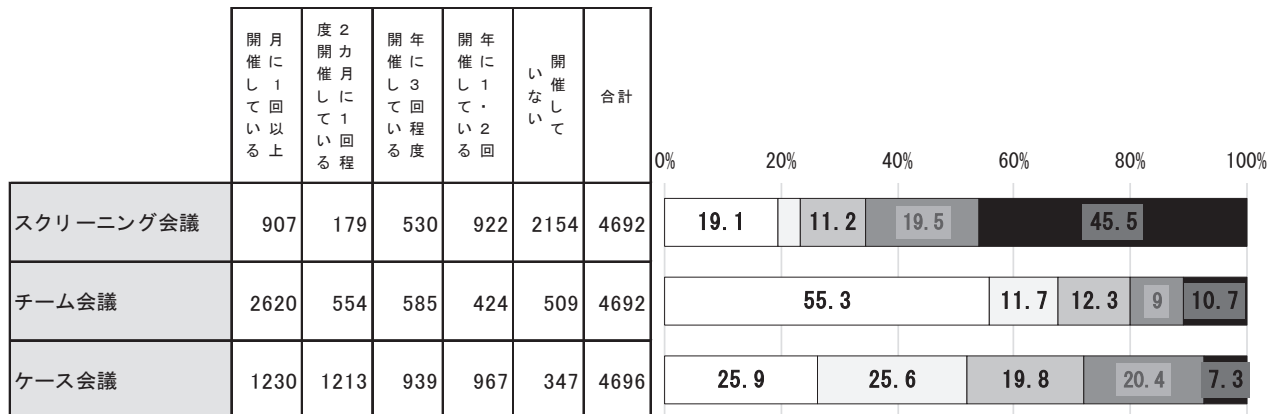


Q. 21-1 勤務校における各会議の開催状況

勤務校における各会議の開催状況では、「スクリーニング会議」では「開催していない」が2,154件（45.5%）と最も多く、次いで「年に1・2回開催している」が922件（19.5%）、「月に1回以上開催している」が907件（19.1%）と多くなっていた。

「チーム会議」では、「月に1回以上開催している」が2,620件（55.3%）と最も多く、半数以上の学校で月に1回以上開催している状況が示された。

「ケース会議」は「月に1回以上開催している」が1,230件（25.9%）、「2カ月に1回程度開催している」が1,213件（25.6%）とほぼ同数となっており、合わせて約半数の回答となった。



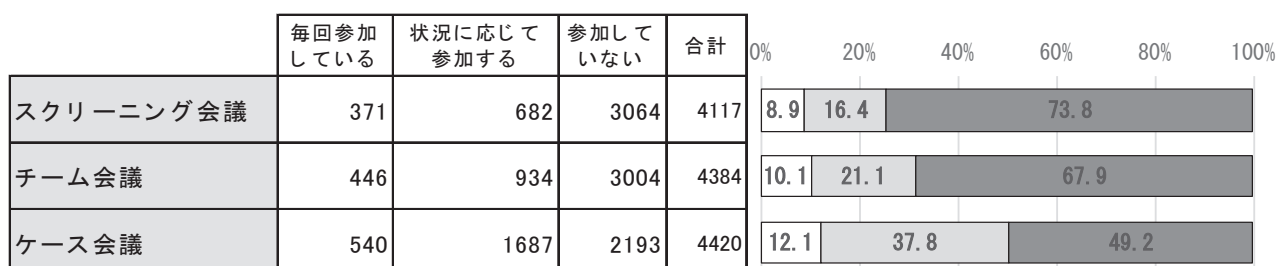
Q. 21-2 勤務校における各会議への教育相談担当教員（回答者）の参加状況

勤務校における各会議への教育相談担当教員（回答者）の参加状況では、「スクリーニング会議」「チーム会議」「ケース会議」すべてにおいて「毎回参加している」が最も多い結果となった。



Q. 21-3 勤務校における各会議へのスクールソーシャルワーカーの参加状況

勤務校における各会議へのスクールソーシャルワーカーの参加状況では、「スクリーニング会議」への参加が最も少なく、「参加していない」が3,064件（73.8%）となっており、次いで「チーム会議」でも3,004件（67.9%）となっていた。「ケース会議」では「毎回参加している」は540件（12.1%）だったものの、「状況に応じて参加する」が1,687件（37.8%）と合わせて5割を超える回答となっていた。

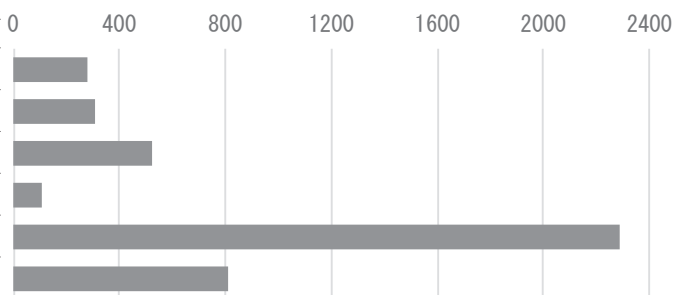


Q.22 各会議にスクールソーシャルワーカーが不参加である理由

各会議にスクールソーシャルワーカーが不参加になっている理由については、「スクリーニング会議」「チーム会議」「ケース会議」のすべてにおいて「スクールソーシャルワーカーがめったに来ない（いない）ため」が最も多い回答となった。また、「スクールソーシャルワーカーも参加している」を除くと、すべての会議において「スクールソーシャルワーカーに参加してもらった発想がなかった」が2番目に多い理由になっていた。

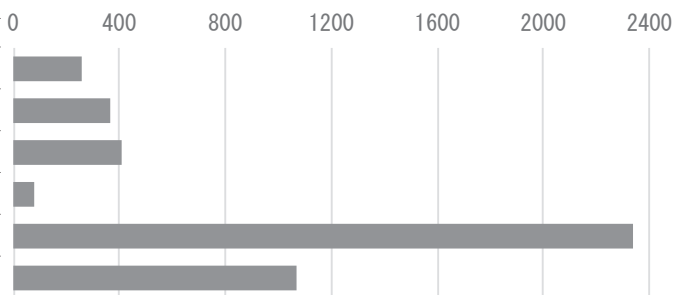
スクリーニング会議

	度数	%
教員の仕事・役割のため	281	6.5%
教員だけでできる仕事のため	311	7.2%
SSWに参加してもらった発想がなかった	527	12.2%
SSWの仕事・役割ではないため	106	2.5%
SSWがめったに来ない（いない）ため	2289	52.9%
SSWも参加している	809	18.7%
合計	4323	100.0%



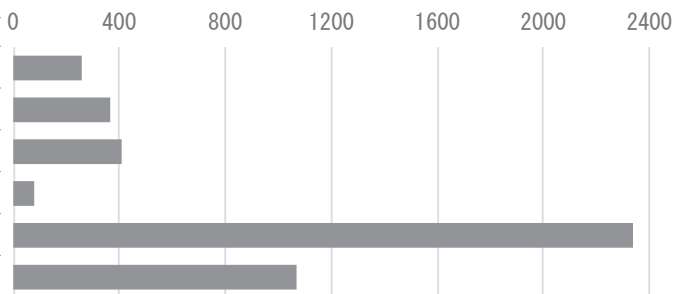
チーム会議

	度数	%
教員の仕事・役割のため	256	5.7%
教員だけでできる仕事のため	364	8.1%
SSWに参加してもらった発想がなかった	407	9.0%
SSWの仕事・役割ではないため	82	1.8%
SSWがめったに来ない（いない）ため	2340	51.8%
SSWも参加している	1072	23.7%
合計	4521	100.0%



ケース会議

	度数	%
教員の仕事・役割のため	140	3.1%
教員だけでできる仕事のため	219	4.8%
SSWに参加してもらった発想がなかった	264	5.8%
SSWの仕事・役割ではないため	42	0.9%
SSWがめったに来ない（いない）ため	2060	45.6%
SSWも参加している	1797	39.7%
合計	4522	100.0%



Q.23 その他、学校における教育相談に関する業務やスクールソーシャルワーカーとの連携などに関する意見（自由記述）

最後に自由記述にて学校における教育相談に関する業務やスクールソーシャルワーカーとの連携などについて回答を求めた結果、968 件もの回答を得た。

福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査 調 査 票

○ 調査協力依頼文書 ①

〔送付先〕 各都道府県教育委員会教育相談事務主管課

〔発信者〕 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

〔文書名〕 令和6年10月3日付事務連絡「令和6年度いじめ対策・不登校支援等推進事業に関するアンケートへの協力をお願いについて」

○ 調査協力依頼文書 ②

〔送付先〕 小・中学校校長 / 各学校で校務分掌上、教育相談を担当している教職員

〔発信者〕 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 中村和彦
大阪公立大学現代システム科学研究科 教授 山野則子

〔文書名〕 令和6年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」(A) ならびに大阪公立大学「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」(B) について（ご協力をお願い）

○ 調査協力依頼文書 ③

〔送付先〕 都道府県教育委員会 / 市町村教育委員会

〔発信者〕 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 中村和彦
大阪公立大学現代システム科学研究科 教授 山野則子

〔文書名〕 令和6年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」(A) ならびに大阪公立大学「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」(B) について（依頼）

○ 調査票 ①（web 調査フォーム）

〔文書名〕 文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業 不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究／スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

○ 調査票 ②（Excel 調査フォーム）

〔文書名〕 同 上

事 務 連 絡
令和 6 年10月 3 日

各都道府県教育委員会
教育相談事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和 6 年度いじめ対策・不登校支援等推進事業に関するアンケートへ
の協力をお願いについて

文部科学省では現在、以下の調査研究を行っております。

- (1) 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査研究
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

本事業に関しまして、それぞれ、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、公立大学法人大阪に委託して実施しております。

ついては、小学校・中学校における教育相談体制・実施状況を把握することを目的として、別添資料のとおりアンケートを作成しております。各都道府県教育委員会におかれましては、都道府県内の各市町村（政令市を除く）に所在する公立小学校・中学校（義務教育学校・中等教育学校）において校務分掌上、教育相談を担当している教職員に御回答いただけるよう、市町村教育委員会等に周知協力をお願いします。

【添付書類】

- (別添 1) (小・中学校校長宛) 教育相談・SSW調査依頼文書（研究者からの協力依頼）
- (別添 2) (都道府県・市町村教育委員会宛) 教育相談・SSW調査依頼文書（研究者からの協力依頼）
- (別添 3) 教育相談・SSW調査_web調査票見本
- (別添 4) 教育相談・SSW調査票（web調査票による回答が困難な場合のエクセル回答シート）

【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導第二係 小泉、谷口、把田
電話 03 (6734) 3289
メール s-sidou2@mext.go.jp

ソ教連発第 2024-78 号
2024 年 10 月

小・中学校校長 殿
各学校で校務分掌上、教育相談を担当している教職員各位

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 中 村 和 彦

大阪公立大学 現代システム科学研究科
教 授 山 野 則 子

令和 6 年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」(A)ならびに大阪公立大学「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」(B)について(ご協力のお願い)

平素は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟(以下、「JASWE」)ならびに大阪公立大学の活動にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、令和 6 年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業を JASWE ならびに大阪公立大学が受託し、以下の調査を実施します。本調査は、児童生徒の環境が少しでも改善されることにつながるものです。

つきましては、種々ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、下記調査にご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査の名称等 令和 6 年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業と調査目的、調査項目について

【JASWE】いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」(A)

● 事業責任者 山野 則子(本調査研究事業責任者／大阪公立大学教授／JASWE 副会長)

● 調査責任者 畑 亮輔 (本調査研究事業 運営協議会委員／北星学園大学准教授)

● 調査目的:学校教員の負担軽減に向けて、児童生徒の支援等でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用できるようになる研修プログラムの開発

● 調査項目:
問 1 (調査同意項目)から問 15、問 26 は、(A) (B) 双方の調査研究(※Excel 調査票では「同意確認」と問 1 から問 14、問 23)
問 16 と問 17、問 22 と問 23 は、(A) の調査研究。(※Excel 調査票では問 15、問 20)

【大阪公立大学】「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」(B)

● 事業責任者 山野 則子(本調査研究事業責任者／大阪公立大学 教授)

● 調査責任者 駒田 安紀(大阪公立大学 現代システム科学研究科特任講師)

● 調査目的:学校におけるスクールソーシャルワーカーの常勤化の実現

● 調査項目:
問 1 (調査同意項目)から問 15、問 26 は、(A) (B) の双方の調査研究(※Excel 調査票では「同意確認」と問 1 から問 14、問 23)
問 18 から問 21、問 24 と問 25 は、(B) の調査研究(※Excel 調査票では問 16 から問 19、問 21 と問 22)

2. 調査対象

(1) 対象地域・学校

- 実施主体において全国5ブロック（北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸・近畿、中国・四国、九州・沖縄）から抽出した都道府県内の各市町村（政令市を除く）の公立小学校・中学校（義務教育学校・中等教育学校）を対象としております。
- 文部科学省並びに各都道府県教育委員会、市町村教育委員会にご協力いただき、貴校に本文書をお届けいたしました。

(2) 調査回答にご協力いただきたい方

- 本調査の対象者は、各学校で校務分掌上、教育相談を担当している教職員です。
（教育相談コーディネーターなど）
※2024年10月現在で、複数いる場合は、取りまとめの1人が回答してください。

3. 各調査の回答方法

- 本調査への回答方法は、次の二通りございます。可能な限り、(1)による回答をお願いします。
(1)の方法により難しい場合は(2)の方法によりご回答ください。

(1) 調査回答フォーム（Web 調査票）への回答の入力

- 当文書に記載しております二次元コードまたは URL から調査回答フォーム（Web 調査票）を開き、調査票の記載に沿ってご回答ください。
- ご回答は、インターネットに接続できる機器であれば、パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれの機器からでも可能です。
- 校務用のパソコン等から調査用ウェブサイトへ接続できない場合は、回答者個人のスマートフォンやパソコンから回答いただくことも可能です。

▶調査回答フォーム（Web 調査票）二次元コード →→→



▶調査回答フォーム（Web 調査票）URL
https://jp.surveymonkey.com/r/SSW2024_1

(2) 調査票 Excel ファイルへの回答の入力および調査回答フォームに投稿

- 本依頼文とともにお送りしました Excel の調査票に回答を入力し、以下の調査回答フォームに投稿ください。
- 投稿は、インターネットに接続できる機器であれば、パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれの機器からでも可能です。
- 校務用のパソコン等から調査用ウェブサイトへ接続できない場合は、回答者個人のスマートフォンやパソコンから回答いただくことも可能です。

▶Excel 調査票投稿フォーム二次元コード →→→



▶Excel 調査票投稿フォーム URL
<https://pro.form-mailer.jp/fms/e8c10009319427>

(3)【お願い】調査回答への準備

○ 本調査では、学校における不登校および児童虐待の件数をご回答いただきます。回答に向けてあらかじめ以下のご準備をお願いします。

① 「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

・長期欠席者（不登校等）の件数（不登校）
スクールソーシャルワーカーが派遣・配置されている場合は、次の記録も参照いただければスムーズです。

② 「令和5年度 スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」

・9. 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況の①不登校と⑦児童虐待の件数

9. 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況	件数 (件)	支援状況(件)				(a)問題が 解決	(b)支援中で あるが好転	(c)支援中	(d)その他
		うち、性的な被害に関するもの 合計	うち特別 支援学校	うち特別 支援学校					
①不登校									
②いじめ									
③暴力行為									
④非行等の問題行動(②・③を除く)									
⑤友人等との関係の問題(②③④を除く)									
⑥教職員等との関係の問題(②③④を除く)									
⑦児童虐待									
⑧貧困の問題									
⑨家庭環境の問題(⑦・⑧を除く)									
⑩心身の健康・保健に関する問題(②③④⑦を除く)									
⑪発達障害等に関する問題									
⑫その他									
計									

③ 「就学援助制度を利用している児童生徒数(学校事務等の管理)」

④ 「歯科受診勧告書を発行した児童生徒数(養護教諭等の管理)」

⑤ 「学校基本調査に提出した、令和5年5月1日時点の児童生徒数」

5. 回答期日 2024(令和6)年11月13日(水)まで

6. 個人情報及び調査結果等の取り扱い

- 本調査への協力は任意であり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。回答結果は統計的に処理され、調査報告書の作成や学会発表、研究論文作成など、調査研究の目的のみに用いられます。
(公表された結果から個人・学校・市町村が特定されることはありません)。
- 本調査結果は、2025年5月以降、JASWE コーポレートサイト、大阪公立大学山野研究室ウェブサイト並びに文部科学省ウェブサイトにて公開する予定です。
- 本調査により収集したデータは、大阪公立大学・JASWE 事務局においてインターネットから独立したサーバーに保管し、書類は鍵のかかる書棚で管理し、研究終了後、最低10年間保管します。保管期間が10年を超えた時点でシュレッダーや溶解、データの完全消去等により機密処分を行います。

7. 本調査(回答方法)に関するお問い合わせ

- 専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。
 - ① スマートフォンなど二次元コードの読み取りができる機器をご使用の場合
→ 右記の二次元コードを読み取り、お問い合わせフォームを開いてください。
 - ② 二次元コードリーダーを接続していないパソコンをご使用の場合
→ お手数をおかけします、下記 URL を入力し、お問い合わせフォームを開いてください。
<https://pro.form-mailer.jp/fms/170d1626319257>
- お問い合わせ用フォームをご利用いただけない場合は、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。
[メールアドレス] chosa2024@jaswe.jp



【調査事務局】 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局 調査担当:大泉、石井
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館6階
メールアドレス: chosa2024@jaswe.jp
お問い合わせフォーム: <https://pro.form-mailer.jp/fms/170d1626319257>

都道府県教育委員会 各位
市町村教育委員会 各位

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 中 村 和 彦

大阪公立大学 現代システム科学研究科
教 授 山 野 則 子

令和 6 年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」(A)
ならびに大阪公立大学「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」(B)について(依頼)

平素は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟(以下、JASWE)ならびに大阪公立大学の活動にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、令和 6 年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業を JASWE ならびに、大阪公立大学が受託し、以下の調査を実施します。本調査は、児童生徒の環境が少しでも改善されることにつながるものです。

つきましては、ご多用の折誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、下記により、職員等へのアンケート調査の周知について何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

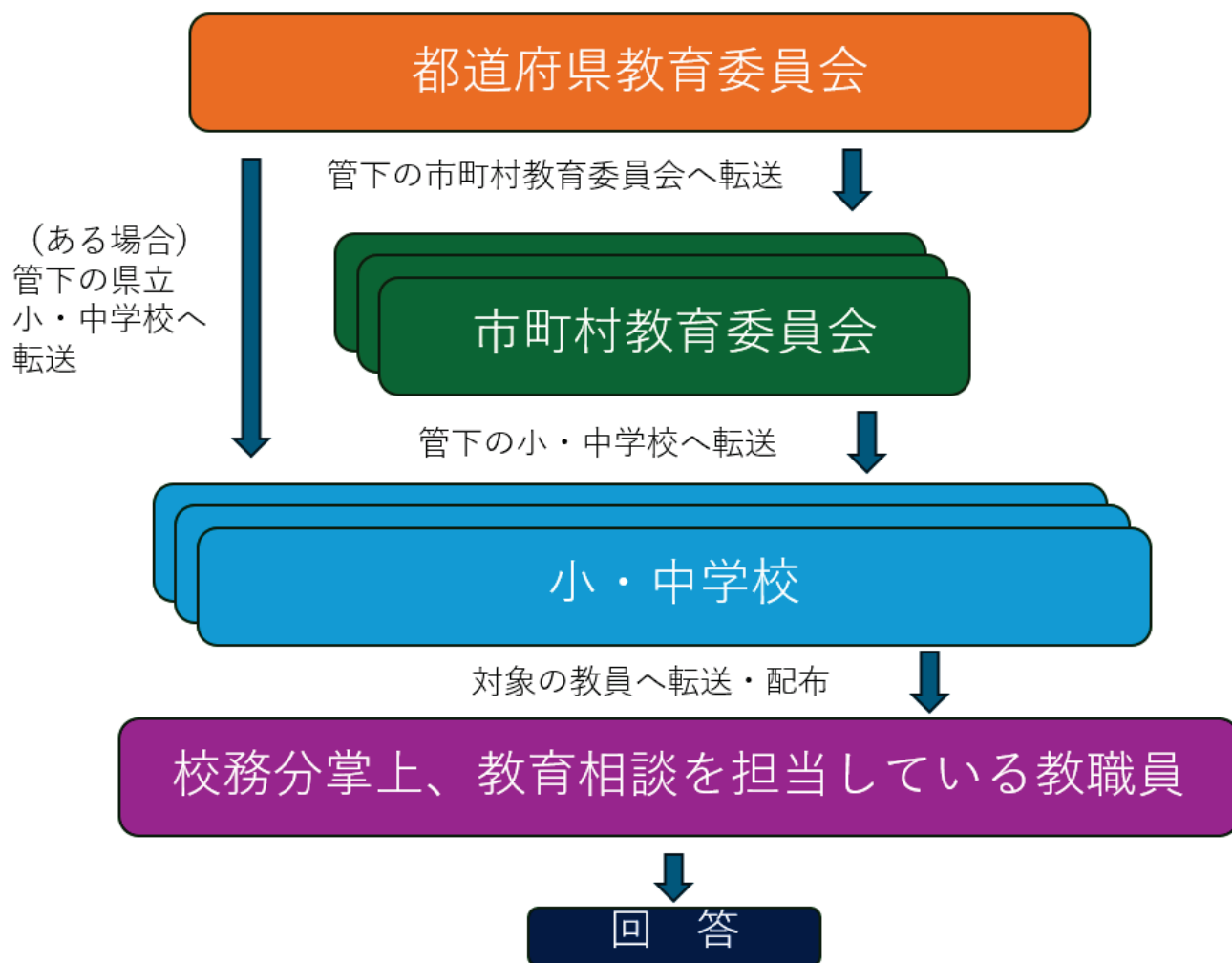
なお、両アンケート調査結果につきましては、各実施主体において集計・分析した後、報告書を取りまとめる予定であることを申し添えます。

記

令和 6 年度 文部科学省いじめ対策・不登校支援等推進事業の概要

ご依頼事項	都道府県教育委員会、市町村教育委員会の皆様より、本調査依頼を、管下の小・中学校へ転送してください。	
調査研究事業名	いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究「心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査」(A)	「スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査」(B)
実施主体	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(JASWE)	大阪公立大学
主な目的	学校教員の負担軽減に向けて、児童生徒の支援等でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用できるようになる研修プログラムの開発	学校におけるスクールソーシャルワーカーの常勤化の実現
アンケート対象	実施主体において全国5ブロック(北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸・近畿、中国・四国、九州・沖縄)から抽出した都道府県内の各市町村(政令市を除く)に所在する公立小学校・中学校(義務教育学校・中等教育学校)において校務分掌上、教育相談を担当している教職員	
回答方法	以下の 1.または 2.のいずれかの方法 1. 調査回答フォーム(Web 調査票)の入力 2. 調査票 Excel ファイルへの回答の入力及びの回答フォームへの投稿	
備考	詳細は、別添「小・中学校長殿/教職員各位宛て調査依頼文書」(PDF)、【アンケート調査票(EXCEL)】をご参照ください。	

【ご依頼事項】調査実施要領及びアンケート調査回答フォームの配付



【調査事務局】 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局
調査担当: 大泉、石井

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館6階

メールアドレス: chosa2024@jaswe.jp

問い合わせフォーム: <https://pro.form-mailer.jp/fms/170d1626319257>



文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

本調査の概要と目的

本調査は小学校・中学校における教育相談の実施体制・実施状況を把握し、以下の2点に取り組むこと
目的としています。

・学校教員の負担軽減に向けて、児童生徒の支援等でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用できる
ようになる研修プログラムの開発

・学校におけるスクールソーシャルワーカーの常勤化の実現

本調査は、児童生徒の環境が少しでも改善することにつながるものです。

【調査対象者】

・本調査は全国5ブロック（北海道・東北・関東・甲信越・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄）から都道府県を抽出
し、抽出された都道府県内の市町村（政令市を除く）における公立の小学校・中学校（義務教育学校・中等教育学校）を対象
として、各都道府県教育委員会を通じて、協力をご依頼しています。

・本調査の回答者は、各学校で校務分掌上、教育相談を担当している教職員です（教育相談コーディネーターなど）。

※2024年10月現在

教育相談を担当する教職員（教育相談コーディネーター）とは

→学校内において、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー
の役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行い、教育相談体制構築の役割を担う者
文部科学省(2017)「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」

【回答期日】

本調査は2024年11月13日（水）までのご回答をお願い申し上げます。

【事業・調査責任者と問い合わせ先】

(1) 事業責任者：

山野 則子（本調査研究事業責任者／大阪公立大学 教授）

調査責任者：

畑 亮輔（本調査研究事業運営協議会委員／北星学園大学 准教授）

駒田 安紀（大阪公立大学 現代システム科学研究科 特任講師）

(2) 事務局：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（担当：大泉、石井）

(3) メールでのお問い合わせ先 chosa2024@jaswe.jp

(4) 電話でのお問い合わせ先 03-5495-7242

(5) 調査専用のお問い合わせフォーム

<https://pro.form-mailer.jp/fms/170d1626319257>

※できるだけメールまたは専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

調査協力への確認

【調査における倫理的配慮】

- ・本調査への協力は任意であり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。
- ・回答しない場合あるいは回答を中断した場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。
- ・回答結果は統計的に処理され、調査報告書の作成や学会発表、研究論文作成など、調査研究の目的のみに用いられます。（公表された結果から個人・学校・市町村が特定されることはありません）。
- ・最後に、ご意見等を回答いただく質問があります。その回答の際、お名前や学校名などの個人を特定できる情報は記入しないようご注意ください。もしもそのような情報が含まれる場合には匿名化いたします。その上で、回答の一部を論文等で公表することがあります。

【調査データの保管】

- ・本調査により収集したデータは、集計ソフトを介してファイル保存されます。
- ・当該ファイルは、本連盟事務局においてインターネットから独立したサーバーに保管し、研究終了後最低10年間保管します。
- ・また、保管期間が10年を超えた時点でデータの完全消去等により機密処分を行うものとします。

1. 調査の概要と目的、倫理的配慮を確認し、調査協力に同意します。

- ☐ 同意する（調査への回答に進みます）
- ☐ 同意できない（非同意の確認ページへ）

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

【お願い】調査回答への準備

本調査では、学校における不登校および児童虐待の件数をご回答いただきます。
回答に向けてあらかじめ以下のご準備をお願いします。

- ①「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
・長期欠席者（不登校等）の件数（不登校）

スクールソーシャルワーカーが派遣・配置されている場合は、次の記録を参照いただければスムーズです。

- ②「令和5年度 スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」
・9．継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況の①不登校と⑦児童虐待の件数

9. 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況	件 数 (件)	支 援 状 況 (件)						
		うち、性的な被害に関するもの			(a) 問題が 解決	(b) 支援中で あるが好転	(c) 支援中	(d) その他
		合計	うち被害 経験あり	うち被害 経験なし				
①不登校								
②いじめ								
③暴力行為								
④非行等の問題行動（②・③を除く）								
⑤友人等との関係の問題（②③④を除く）								
⑥教職員等との関係の問題（②③④を除く）								
⑦児童虐待								
⑧貧困の問題								
⑨家庭環境の問題（⑦・⑧を除く）								
⑩心身の健康・保健に関する問題（②③④⑦を除く）								
⑪発達障害等に関する問題								
⑫その他								
計								

本資料は各学校でスクールソーシャルワーカー、もしくは学校管理職が作成して、市町村の教育委員会に提出しています。

本資料がなければ学校における判断件数をそれぞれ入力してください。

本資料は各学校でスクールソーシャルワーカー、もしくは学校管理職が
作成して、市町村の教育委員会に提出しています。
本資料がなければ学校における判断件数をそれぞれ入力してください。

- ③「就学援助制度を利用している児童生徒数（学校事務等の管理）」
④「歯科受診勧告書を発行した児童生徒数（養護教諭等の管理）」
⑤「学校基本調査に提出した、令和5年5月1日時点の児童生徒数」

※途中でブラウザを閉じると入力結果が損なわれてしまう可能性がありますので、ご注意ください。
※なお、中断することによって不利益が生じることは一切ありません。

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

本アンケートフォームの操作方法について

- 前に戻って回答を訂正したい場合は、各ページの下部にある「前へ」ボタンを押してください。
- 調査票の最終ページの「完了」ボタンを押すと、再び本アンケートフォームを開くことができなくなりますので、ご注意ください。

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
 不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
 スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

回答者が勤務している学校について

2. あなたが現在勤務している学校（以下、勤務校）の種別としてあてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 小学校
☐ 中学校
☐ 義務教育学校
☐ 中等教育学校

3. 勤務校の総児童生徒数を記入してください。

学校基本調査の結果をご入力ください（令和5年5月1日）

4. 勤務校が所在する都道府県として、あてはまるもの1つを選択してください。

5. 勤務校における令和5年度の不登校の件数について、それぞれあてはまる数字を記入してください。

※ない場合は0を入力してください。

※学校運営にスクールソーシャルワーカーが関わっていない場合は、それぞれ学校として把握している人数をお答えください。

すべての件数

（学校で管理職などが把握している令和5年度の

すべての件数、ある場

合：SSWにおける活動

記録の①)

上記のうち令和4年度か

ら継続している件数

すべての件数のうち解

決・好転した件数

（※ある場合：SSWに

おける活動記録の

①a,b)

6. 勤務校における令和5年度の児童虐待の件数について、それぞれあてはまる数字を記入してください。

※ない場合は0を入力してください。

※要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、自治体ごとに学校、保育所、警察、病院、消防、児童相談部門（調整機関）などのこどもに関係する機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保し協議会を行う場のこと

（厚生労働省要対協設置運営指針より一部改変）

すべての件数

（学校で管理職などが把握している令和5年度のすべての件数、ある場合：SSWにおける活動記録の⑦）

通告件数

（令和5年度に児童相談所、要対協、市町村などに虐待通告した件数）

上記のうち解決・好転した件数

（ある場合：SSWにおける活動記録の⑦a,b）

7. 勤務校において令和5年度に就学援助制度を利用した児童生徒の人数を記入してください。

8. 勤務校において令和5年度に歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数について、それぞれあてはまる数字を記入してください。

※「歯科受診勧告書」は、自治体によっては「歯科検診結果のお知らせ」「治療勧告書」と呼ばれることもあります。全員に結果を通知している場合は、受診が必要な人数をお答えください。

※「受診証明書」は、自治体によっては「受診経過および結果報告書」「歯科受診証明書」「治療証明書」と呼ばれることもあります。

歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数

上記のうち受診証明書の提出がなかった件数

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

回答者の基本的な属性について

9. あなたの性別として、あてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 男性
☐ 女性
☐ その他
☐ 答えない

10. あなたの年齢として、あてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 20歳代
☐ 30歳代
☐ 40歳代
☐ 50歳代
☐ 60歳代以上

11. あなたの現在の役職として、あてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 校長
☐ 副校長・教頭
☐ 主幹教諭・指導教諭
☐ 教諭
☐ 養護教諭
☐ 助教諭・講師

12. 現在あなたは学校内で「教育相談コーディネーター」という肩書・名称がついていますか。あてはまるもの1つを選択してください。また、別の肩書・名称がついている場合には「その他」にその名称をご記載ください。

- ☐ 「教育相談コーディネーター」の肩書・名称がついている
☐ 「教育相談コーディネーター」という肩書・名称はない
☐ その他（具体的な肩書・名称をご記載ください）

13. 現在（2024年10月現在）のあなたの教員等に関する経験年数をそれぞれ選択してください。

※各経験年数は何年目かで回答してください。（例：3年6カ月⇒4年目）

※教員経験年数には講師経験年数を含みます。

※教育相談の担当者としての経験年数では「役割」として担われてきた年数をご回答ください。

経験年数（〇年目）

教員経験年数（通算）

現在の学校での教員経験年数

教育相談の担当者としての経験年数（通算）

現在の学校での教育相談の担当者としての経験年数

14. 現在、教育相談に関する業務に充てている時間数が全体の勤務時間数に占める割合（％）を選択してください。

※概ね、主観での回答で構いません。

0%

100%



15. 今年度、あなたの学級の担任状況として、あてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 1人で学級を担任している
- ☐ 複数名で協力して学級を担任している
- ☐ 学級は担任していない
- ☐ その他（具体的に）

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
 不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
 スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

学校における様々な活動に関するスクールソーシャルワーカーの役割と教育相談担当者の
 実施状況について

16. 以下の各活動について、スクールソーシャルワーカーの本来業務と思うか、現在の実態として回答者自身が担って（実施して）いるかについて、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

	スクールソーシャルワーカーの本来業務か (回答者の認識)	教育相談担当者の実施状況 (回答者の実態)
学校の状況をアセスメントする		
インフォーマルを含めた地域資源について把握する		
学校の状況について、教育委員会担当者で話し合う		
学級に入り、児童生徒のニーズを把握する		
児童生徒のストレスチェックを主として行う		
1時間ごとに複数の児童生徒へのカウンセリングを行う		

17. 前問続き

	スクールソーシャルワーカーの本来業務か (回答者の認識)	教育相談担当者の実施状況 (回答者の実態)
担任と学級環境や雰囲気について一緒に考える		
各種支援会議(スクリーニング会議・チーム会議・ケース会議)を実施する		
校内における各活動の記録を作成する		
不登校の児童生徒の登下校の送迎等を主として行う		
校内教育支援センター、保健室、その他別室などでの学習支援を主として行う		
特別支援学級に常駐して運営を手伝う		
難しい保護者への対応を主として行う		

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
 不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
 スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

市町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置状況について

18. あなたの勤務校にスクールソーシャルワーカーはどの程度の頻度で配置・派遣されていますか。あてはまるもの1つを選択してください。

※定期的な派遣はなく相談時のみ派遣される学校においても、年間平均してどの程度の頻度で派遣されているかを回答してください。

- ☐ 学校に常駐している
- ☐ 1週間に1回以上
- ☐ 2週間に1回程度
- ☐ 1カ月に1回程度
- ☐ 2カ月に1回以下
- ☐ 配置・派遣されることはない（市町村にSSWはいる）
- ☐ 市町村にSSWはいない
- ☐ わからない

19. あなたの勤務校をより良くしたり課題を解決したりしていく上で、上記で回答いただいたスクールソーシャルワーカーの派遣・配置頻度は十分ですか。あてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 足りない
- ☐ 十分である
- ☐ どちらかという足りない
- ☐ わからない
- ☐ どちらかという十分である

20. あなたの勤務校にスクールソーシャルワーカーはどのようなタイミングで配置・派遣されていますか。あてはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 学校に常駐している
- ☐ 決まった曜日・時間・会議に派遣される
- ☐ 相談がある場合に派遣される
- ☐ 配置・派遣されることはない（市町村にSSWはいる）
- ☐ 市町村にSSWはいない
- ☐ わからない

21. あなたの勤務校がある市町村におけるスクールソーシャルワーカーの雇用形態について、あてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ 常勤職員として雇用されている
- ☐ 非常勤職員（会計年度任用職員）として雇用されている
- ☐ 市町村に雇用されているSSWはいない
- ☐ わからない

22. あなたの勤務校における各活動でのスクールソーシャルワーカーの活用状況について、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

	活用できている	活用したいができない	配置・派遣されていない
①児童生徒が抱える問題解決への支援	☐	☐	☐
②保護者に対する支援	☐	☐	☐
③学校が抱える課題の把握・検討	☐	☐	☐
④学校運営に関する会議の実施	☐	☐	☐

23. 前問続き

	活用できている	活用したいができない	配置・派遣されていない
①より良い学校づくりに向けた検討	☐	☐	☐
②学校と地域（民生委員やこども食堂など）とのつながりづくりや交流	☐	☐	☐
③学校と行政（市町村）との連絡調整	☐	☐	☐
④学校と外部の民間団体等とのつながりづくり	☐	☐	☐

文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
 不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
 スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

現在の校内体制について

24. あなたの勤務校における各会議の開催頻度、教育相談を担当する教員（回答者）・スクールソーシャルワーカーの参加状況について、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

※スクリーニング会議：校内で役割のある教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなども参画し、すべての子どもたちを確認し、子どものリスクを早期に把握する会議（1学級15分程度）

※チーム会議：生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会などのうち、ピックアップされた複数の気になる事例 について方針・分担を確認する会議（1事例10分程度）

※ケース会議：解決すべき問題または課題のある1つの事例について、アセスメント、支援・対応策を検討するための会議（1事例60分程度）

	開催状況	教育相談を担当する教職員の参加	スクールソーシャルワーカーの参加
スクリーニング会議			
チーム会議			
ケース会議			

25. 上記の質問で各会議にスクールソーシャルワーカーが参加していない理由について、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

なお、お手数ですがSSWが参加している会議は、最後の選択肢の「SSWも参加している」を選択してください。

	教員の仕事・役割のため	教員だけでできる仕事のため	SSWに参加し てもらう発想が なかった	SSWの仕事・役割ではないため	SSWがめったに 来ない（いない）ため	SSWも参加している
スクリーニング会議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
チーム会議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ケース会議	☐	☐	☐	☐	☐	☐

26. その他、学校における教育相談に関する業務やスクールソーシャルワーカーとの連携などについてご意見があれば自由にご記載ください。



文科省：令和6年度 いじめ対策・不登校等支援推進事業
心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発に関する調査
スクールソーシャルワーカー常勤化に関する調査研究

アンケート調査票

< 調査の目的 >

本調査は小学校・中学校における教育相談の実施体制・実施状況を把握し、以下の2点に取り組むこと目的としています。

- ・ 学校教員の負担軽減に向けて、児童生徒の支援等でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用できるようになる研修プログラムの開発
- ・ 学校におけるスクールソーシャルワーカーの常勤化の実現

※本調査は、児童生徒の環境が少しでも改善されることにつながるものです。

< 調査対象者 >

- ・ 本調査は全国5ブロック（北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸・近畿、中国・四国、九州・沖縄）から都道府県を抽出し、抽出された都道府県内の市町村（政令市を除く）における公立の小学校・中学校を対象として、各都道府県教育委員会を通じて、協力をご依頼しています。
- ・ 本調査の回答者は、各学校で校務分掌上、教育相談を担当している教職員です。
（教育相談コーディネーターなど） ※ 2024年10月 現在。

教育相談を担当する教職員（教育相談コーディネーター）とは

- 学校内において、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行い、教育相談体制構築の役割を担う者

文部科学省（2017）「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」

< 倫理的配慮 >

- ・ 本調査への協力は任意であり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めてください。
- ・ 回答しない場合にも不利益を受けることはありません。回答は匿名で行われます。
- ・ 回答結果は統計的に処理され、調査報告書の作成や学会発表、研究論文作成など、調査研究の目的のみに用いられます（公表結果から個人・学校・市町村が特定されることはありません）。

【調査データの保管】

- ・ 本調査により収集したデータは、集計ソフトを介してファイル保存されます。
- ・ 当該ファイルは、本連盟事務局においてインターネットから独立したサーバーに保管し、研究終了後最低10年間保管します。
- ・ 保管期間が10年を超えた時点でデータの完全消去等により機密処分を行うものとします。

【回答期日】

本調査は 2024年11月13日（水） までにご回答・ご返送をお願い申し上げます。

<本事業・調査の責任者と問い合わせ先>

(1) 事業責任者：

山野 則子（本調査研究事業責任者／大阪公立大学 教授）

調査責任者：

畑 亮輔（本調査研究事業 運営協議会委員／北星学園大学准教授）

駒田 安紀（大阪公立大学 現代システム科学研究科 特任講師）

(2) 事務局：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（担当：大泉、石井）

(3) メールでのお問い合わせ先 chosa2024@jaswe.jp

(4) 電話でのお問い合わせ先 03-5495-7242

(5) 調査専用のお問い合わせフォーム

<https://pro.form-mailer.jp/fms/170d1626319257>

※できるだけメールまたは専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。

私（私たち）は上記調査の目的、調査協力への確認、そして倫理的配慮を確認しました。

調査協力に同意の上、回答します。

☒ 調査に同意し、回答します

☐ 調査には同意できないため、回答しません

↑ 同意いただける場合にはチェックを忘れないようご注意ください。

お願い：アンケート調査票の回答に向けた準備

本調査では、学校における不登校および児童虐待の件数をご回答いただきます。

回答に向けて、以下のご準備をお願いします。

①「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

→長期欠席者（不登校等）の件数（不登校）

スクールソーシャルワーカーが派遣・配置されている場合は、次の記録も参照いただければスムーズです

②「令和5年度 スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」

→9. 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況の①不登校と⑦児童虐待の件数

9. 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況	件 数 (件)	支 援 状 況 (件)						
		うち、性的な被害に関するもの		(a)問題が 解決	(b)支援中 であるが好転	(c)支援中	(d)その他	
		合 計	うち特別 支援学校					
①不登校								
②いじめ								
③暴力行為								
④非行等の問題行動（②・③を除く）								
⑤友人等との関係の問題（②③④を除く）								
⑥教職員等との関係の問題（②③④を除く）								
⑦児童虐待								
⑧貧困の問題								
⑨家庭環境の問題（⑦・⑧を除く）								
⑩心身の健康・保健に関する問題（②③④⑦を除く）								
⑪発達障害等に関する問題								
⑫その他								
計								

本資料は各学校でスクールソーシャルワーカー、もしくは学校管理職が作成して、市町村の教育委員会に提出しています。

本資料がなければ学校における判断件数をそれぞれ入力してください。

本資料は各学校でスクールソーシャルワーカー、もしくは学校管理職が作成して、市町村の教育委員会に提出しています。
本資料がなければ学校における判断件数をそれぞれ入力してください。

③「就学援助制度を利用している児童生徒数（学校事務等の管理）」

④「歯科受診勧告書を発行した児童生徒数（養護教諭等の管理）」

⑤「学校基本調査に提出した、令和5年5月1日時点の児童生徒数」

1. あなたが現在勤務している学校（以下、勤務校）の種別としてあてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 小学校
☐	② 中学校
☐	③ 義務教育学校
☐	④ 中等教育学校

2. 勤務校の総児童生徒数を記入してください

※学校基本調査の結果をご入力ください（令和5年5月1日）

	人
--	---

3. 勤務校が所在する都道府県を選択してください

--

4. 勤務校における令和5年度の不登校の件数について、それぞれあてはまる数字を記入してください。

※**ない場合は0**を記入してください。

※学校運営にスクールソーシャルワーカーが**関わっていない場合**は、それぞれ学校として把握している人数をお答えください。

すべての件数 学校で管理職などが把握している令和5年度のすべての件数、 ある場合：SSWにおける活動記録の①	件
上記のうち令和4年度から 継続している件数	件
「すべての件数」のうち解決・好転した件数 （ある場合：SSWにおける活動記録①）	件

5. 勤務校における令和5年度の児童虐待の件数について、それぞれあてはまる数字を記入してください。

※**ない場合は0**を記入してください。

※**要保護児童対策地域協議会（要対協）**とは「虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、自治体ごとに学校、保育所、警察、病院、消防、児童相談部門（調整機関）などの子どもに関係する機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保し協議を行う場」のことです。

[厚生労働省要対協設置運営指針から一部改変](#)

すべての件数 学校で管理職などが把握している令和5年度のすべての件数、 ある場合：SSWにおける活動記録の⑦	件
通告件数 令和5年度に児童相談所、要対協、市町村などに虐待報告した件数	件
上記のうち解決・好転した件数 ※ある場合はSSWにおける活動記録⑦の件数を入力してください	件

6. 勤務校で令和5年度に就学援助制度を利用した児童生徒の人数を記入してください。

※いない場合は0を記入してください。

	人
--	---

7. 勤務校で令和5年度に歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数について、
それぞれ当てはまる数字を記入してください

※いない場合は0を記入してください。

※歯科受診勧告書は、自治体によって「歯科健診結果のお知らせ」「治療勧告書」と呼ばれることもあります。全員に結果を通知している場合は、そのうち受診が必要な人数をお答えください。

※受診証明書は、自治体によって「受診経過および結果報告書」「歯科受診証明書」「治療証明書」と呼ばれることもあります。

歯科受診勧告書を発出した児童生徒の人数		人
上記のうち受診証明書の提出が なかった人数		人

アンケート調査票 2 / 5 回答者の基本的な属性や就業状況について

8. あなたの性別として、あてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 男性
☐	② 女性
☐	③ その他
☐	④ 答えない

9. あなたの年齢として、あてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 20歳代
☐	② 30歳代
☐	③ 40歳代
☐	④ 50歳代
☐	⑤ 60歳代以上

10. あなたの現在の役職として、あてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 校長
☐	② 副校長・教頭
☐	③ 主幹教諭・指導教諭
☐	④ 教諭
☐	⑤ 養護教諭
☐	⑥ 助教諭・講師

11. 現在あなたは学校内で「教育相談コーディネーター」という肩書・名称がついて
いますか。あてはまるもの1つを選択してください。別の肩書・名称がついている
場合には「その他」にチェックの上、その名称を黄色マーカー欄にご記載ください。

☐	①「教育相談コーディネーター」の肩書・名称がついている
☐	②「教育相談コーディネーター」という肩書・名称はない
☐	③ その他 具体的な肩書・名称→

12. 現在（2024年10月現在）のあなたの教員等の経験年数をそれぞれご記入ください。

※経験年数は**すべて何年目か**を回答してください（例：3年6カ月→4年目）

※教員経験年数には講師経験年数を含みます。

※教育相談の担当者としての経験年数は「役割」として担われてきた年数をご回答ください。

教員経験年数（通算）		年目
現在の学校での教員経験年数		年目
教育相談の担当者としての経験年数 （通算）		年目
現在の学校での教育相談の 担当者としての経験年数		年目

13. 現在、教育相談に関する業務に充てている時間数が全体の勤務時間数に占める
割合（％）をご記入ください。→小数点以下は不要

※概ね、主観での回答で構いません。

	％
--	---

14. 今年度のあなたの学級の担任状況として、あてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 1人で学級を担任している
☐	② 複数名で協力して学級を担任している
☐	③ 学級は担任していない
☐	④ その他 具体的にご記載ください→

アンケート調査票 3 / 5 学校における様々な活動に関するSSWの役割と実施実態

15. 以下の各活動について、スクールソーシャルワーカーの本来業務と思うか、
また現在の実態として教育相談を担当する者（回答者）自身が実施して（担って）
いるかについて、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

活動内容		SSWの本来業務か （回答者の認識）	教育相談担当者の実施状況 （回答者の実態）
①	学校の状況をアセス メントする	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	

②	インフォーマルを含めた 地域資源について把握する	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
③	学校の状況について、 教育委員会担当者と話し合う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
④	学級に入り、 児童生徒のニーズを把握する	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑤	児童生徒のストレス チェックを主として行う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑥	1時間ごとに児童生徒への カウンセリングを行う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
活動内容		SSWの本来業務か (回答者の認識)	回答者の実施状況 (実態)
⑦	担任と学級の環境や 雰囲気について一緒に考える	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑧	各種支援会議（スクリーニング 会議、チーム会議、ケース会議） を実施する	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑨	校内における各活動の 記録を作成する	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑩	不登校の児童生徒の 登下校の送迎を主として行う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑪	校内教育支援センター、保 健室、その他別室などでの 学習支援を主として行う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑫	特別支援学級に常駐して 運営を手伝う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	
⑬	難しい保護者への対応を 主として行う	☐ SSWの本来業務である	☐ 実施している（担っている）
		☐ SSWの本来業務ではない	☐ 実施していない（担っていない）
		☐ どちらともいえない	☐ 状況によって担う時と担わない時がある
		☐ わからない	

16. あなたの勤務校にスクールソーシャルワーカーはどの程度の頻度で配置・派遣されていますか。あてはまるもの1つを選択してください。

※定期的な派遣ではなく相談時のみ派遣される学校においても、年間平均してどの程度の頻度で派遣されているのかを回答してください。

☐	① 学校に常駐している
☐	② 1週間に1回以上
☐	③ 2週間に1回以上
☐	④ 1か月に1回程度
☐	⑤ 2か月に1回以下
☐	⑥ 配置・派遣されることはない（市町村にSSWはいる）
☐	⑦ 市町村にスクールソーシャルワーカーはいない
☐	⑧ わからない

17. あなたの勤務校をより良くしたり課題を解決したりしていく上で、上記で回答いただいたスクールソーシャルワーカーの派遣・配置頻度は十分ですか。あてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 足りない
☐	② どちらかという足りない
☐	③ どちらかという十分である
☐	④ 十分である
☐	⑤ わからない

18. あなたの勤務校にスクールソーシャルワーカーはどのようなタイミングで配置・派遣されていますか。あてはまるものすべてをチェックをしてください。

☐	① 学校に常駐している
☐	② 決まった曜日・時間・会議に派遣される
☐	③ 相談がある場合に派遣される
☐	④ 配置・派遣されることはない（市町村にSSWはいる）
☐	⑤ 市町村にスクールソーシャルワーカーはいない
☐	⑥ わからない

19. あなたの勤務校がある市町村におけるスクールソーシャルワーカーの雇用形態について、あてはまるもの1つを選択してください。

☐	① 常勤職員として雇用されている
☐	② 非常勤職員（会計年度任用職員）として雇用されている
☐	③ 市町村に雇用されているスクールソーシャルワーカーはいない
☐	④ わからない

20. あなたの勤務校における各活動でのスクールソーシャルワーカーの活用状況について、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

活動内容		回答者の実施状況	
①	児童生徒が抱える問題解決への支援	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
②	保護者に対する支援	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
③	学校が抱える課題の把握・検討	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
④	学校運営に関する会議の実施	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
⑤	より良い学校づくりに向けた検討	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
⑥	学校と地域（民生委員やこども食堂など）とのつながりづくりや交流	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
⑦	学校と行政（市町村）との連絡調整	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない
⑧	学校と外部の民間団体等とのつながりづくり	☐	活用できている
		☐	活用したいができない
		☐	配置・派遣されていない

アンケート調査票 5 / 5 現在の校内の体制と教育相談担当者・SSWの状況

21. あなたの勤務校における各会議の開催頻度や教育相談を担当する教員（回答者）、スクールソーシャルワーカーの参加状況について、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

<用語の説明>

スクリーニング会議

… 校内で役割のある教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなども参画し、すべての子どもたちを確認し、子どものリスクを早期に把握する会議（1学級15分程度）

チーム会議

… 生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会などのうち、ピックアップされた複数の気になる事例について方針・分担を確認する会議（1事例10分程度）

ケース会議

… 解決すべき問題または課題のある1つの事例について、アセスメント、支援・対応策を検討するための会議（1事例60分程度）

	開催状況	教育相談を担当する 教職員の参加	S S Wの参加
スクリーニング 会議	☐ 月1回以上開催している	☐ 毎回参加している	☐ 毎回参加している
	☐ 2カ月に1回程度開催している	☐ 状況に応じて参加する	☐ 状況に応じて参加する
	☐ 年に3回程度開催している	☐ 参加していない	☐ 参加していない
	☐ 年に1～2回開催している		
	☐ 開催していない		
チーム会議	☐ 月1回以上開催している	☐ 毎回参加している	☐ 毎回参加している
	☐ 2カ月に1回程度開催している	☐ 状況に応じて参加する	☐ 状況に応じて参加する
	☐ 年に3回程度開催している	☐ 参加していない	☐ 参加していない
	☐ 年に1～2回開催している		
	☐ 開催していない		
ケース会議	☐ 月1回以上開催している	☐ 毎回参加している	☐ 毎回参加している
	☐ 2カ月に1回程度開催している	☐ 状況に応じて参加する	☐ 状況に応じて参加する
	☐ 年に3回程度開催している	☐ 参加していない	☐ 参加していない
	☐ 年に1～2回開催している		
	☐ 開催していない		

22. 上記の質問で各会議にスクールソーシャルワーカーが参加していない理由について、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。

※お手数ですがSSWが参加している会議は「SSWも参加している」を選択してください。

	S S Wが参加していない理由
スクリーニング 会議	☐ 教員の仕事・役割のため
	☐ 教員だけでできる仕事のため
	☐ SSWに参加してもらった発想がなかった
	☐ SSWの仕事・役割ではないため
	☐ SSWがめったに来ない（いない）ため
	☐ SSWも参加している
チーム会議	☐ 教員の仕事・役割のため
	☐ 教員だけでできる仕事のため
	☐ SSWに参加してもらった発想がなかった
	☐ SSWの仕事・役割ではないため
	☐ SSWがめったに来ない（いない）ため
	☐ SSWも参加している
ケース会議	☐ 教員の仕事・役割のため
	☐ 教員だけでできる仕事のため
	☐ SSWに参加してもらった発想がなかった
	☐ SSWの仕事・役割ではないため
	☐ SSWがめったに来ない（いない）ため
	☐ SSWも仕事している

23. その他、学校における教育相談に関する業務やスクールソーシャルワーカーとの連携などについてご意見があれば自由にご記載ください。

自由記述：

質問項目は以上です。ご多忙のところご協力いただき誠にありがとうございました。